

## 第 11 期の議論のまとめ

～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～

令和 5 年 2 月 16 日

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会

はじめに.....	1
1. 新たな一貫教育制度について .....	2
(1) 新たな一貫教育制度の多様な意義・可能性 .....	2
(2) 法曹コースの質の確保・向上と積極的な広報の必要性 .....	3
2. 法科大学院等における教育の充実について.....	5
(1) ICTの活用の推進.....	5
(2) 在学中受験に向けた教育課程の工夫.....	6
(3) 司法修習との連携.....	8
3. 法学未修者教育の更なる充実について.....	10
(1) 法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究について .	10
(2) 社会人学生に対する教育について.....	14
(3) 共通到達度確認試験の在り方について.....	17
(4) その他.....	18
4. 複数の法科大学院の連携について.....	19
5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について.....	21
6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について.....	23
おわりに.....	26
概要.....	27
参考資料.....	29
審議経過.....	43
委員名簿.....	45

## はじめに

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「当委員会」という。）では、設置以来これまで累次にわたる議論を重ねてきたが、第9期（平成29年度～30年度）においては、連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という。）をはじめとする新たな一貫教育制度の提言がなされ、法改正に至るとともに、第10期（令和元年度～2年度）では法学未修者教育の充実について議論がなされたところであり、今期第11期（令和3年度～4年度）では、これらの改革や議論の成果を見据えながら、以下の基本認識のもと、8回にわたる審議を行った。

- 新たな一貫教育制度の着実な実施に向けて、法曹コースや法科大学院の教育の成果と課題を検証し、更なる改善・充実に資するよう必要な方策を提案すること。
- 法学未修者教育の更なる充実に向けて、更なる改善・充実方策を検討すること。
- プロセスとしての法曹養成制度の有効性を高めるとともに、法科大学院で学修するメリットや意義を発信し、多様なバックグラウンドを有する優れた資質・能力を有する者が、より多く法曹を志望し、入学することを目指すための方策を検討すること。
- 法曹養成プロセスの一部としてだけでなく、社会に貢献する魅力ある法科大学院の在り方を検討し、発信していくこと。

審議においては、委員による議論に加え、実態調査や関係者のヒアリングを通じて各法科大学院における取組や創意工夫の状況を把握し、課題や改善点のみならず、法科大学院の意義や長所を共有、発信することにも努めた。

本議論のまとめは、第11期の議論を通じて明らかになった制度上・運用上の課題や改善の提案、ヒアリングにおいて示された好事例などを整理し、取りまとめたものである。

文部科学省、各法科大学院等においては、関係機関と連携しながら、これを参考に、法科大学院教育の更なる充実を図るとともに、その魅力や成果を発信していくことを強く期待したい。

## 1. 新たな一貫教育制度について

令和元年の法改正により実施された新たな一貫教育制度について、各大学に合計 37 の法曹コースが設置され、合計 64 の協定が法科大学院と締結されている（令和 4 年 4 月 1 日現在）。令和 4 年度には、法曹コースから 200 名余りの学生が特別選抜で法科大学院に進学したところである<sup>1</sup>。

今期の当委員会では、各法曹コースの登録や選抜、教育課程、法科大学院との連携などについて状況の把握を行ったが<sup>2</sup>、今後も各法科大学院・法曹コースによる創意工夫が続くものと考えられることから、引き続き取組状況の把握、共有に努め、新たな一貫教育制度の着実な実施を推進していくことが重要である。

### (1) 新たな一貫教育制度の多様な意義・可能性

新たな一貫教育制度は、法曹を目指す学生の時間的・経済的負担の軽減をその目的の一つとしており、在学中受験の開始とあいまって法曹養成の期間が短縮されることは、制度のメリットの一つである。しかしながら、そのことにより、プロセスによる法曹養成制度の中核をなす法科大学院の趣旨や特色が失われることのないよう、教育課程の編成や広報等に当たっては強く留意しなければならない。

また、新たな一貫教育制度の意義や可能性は、時間的・経済的負担の軽減だけではない。

学部と法科大学院の教育課程の一貫性が高まることに加え、例えば、法科大学院の実務家教員が法曹コースの授業を担当することで、実務的な側面からの理解が深まり、理論的な理解も深まる効果が得られるとともに、学生に対してキャリアパスを示すことにもつながる。法科大学院の教員が、学生の学修状況などを学部段階から把握することもできる。

また、早期卒業をしない場合、一貫型選抜により受験に係る負担が軽減されることとあいまって時間的なゆとりがとれるため、学部時代に、法学以外の分野を

---

<sup>1</sup> 第 106 回特別委員会資料 1 - 2

<sup>2</sup> 第 104 回特別委員会資料 5

学んだり、留学やボランティア活動を行ったりするなど、多様な学修や活動を行うこともできる。

さらに、法学未修者コースと法曹コースの連携を推進することが、後述する法学未修者教育の改善・充実にも有効に機能することも考えられる。逆に、法学未修者教育における創意工夫が法曹コースの教育に反映されることもあるであろう。

全国的な法曹養成という観点からは、法科大学院のない大学や地域の法学部に法曹コースが置かれ、法科大学院との間に連携協定を締結して一貫教育を構築し、法曹養成を担う例もある<sup>3</sup>。

新たな一貫教育制度には、こうした多様な意義や可能性があることについても強調されるべきである。

## (2) 法曹コースの質の確保・向上と積極的な広報の必要性

法曹コースの質の確保・向上のためには、その実績の把握や評価が適切に行われることが必要であり、各法科大学院においては、自らや連携する法曹コースが連携協定に従って運営され、想定された効果を発揮できているか、実態を適切に把握・評価することが重要である。また、法曹コースを置く各大学の法学部にあっても、特別選抜にも活用される学生の成績評価を客観的かつ厳格に実施するとともに、その進学実績等の情報の適切な公表や、自己点検評価等を通じて不断の改善・充実に努めることが必要である。あわせて、文部科学省においても、各法曹コース修了者の進学等の状況、法曹コース以外の学生を含む法学部生の動向等、新たな一貫教育制度の実施状況を継続して把握することが必要である。

他方、その政策的な評価については、法曹コースを経て早期卒業した学生の入学者数や司法試験合格率などの短期的な数字だけで安易に判断することは適切ではなく、中長期的に動向を把握し、その要因なども含め、継続的に分析してい

---

<sup>3</sup> 自大学に法科大学院がない（法科大学院が学生募集を停止している場合を含む）大学における法曹コースは、北海学園大学、新潟大学、信州大学、明治学院大学、立教大学、西南学院大学、熊本大学、鹿児島大学の8コース。なお、新潟県、長野県、熊本県、鹿児島県には法科大学院が置かれていない。（令和4年4月1日現在）。

くべきである。

新たな一貫教育制度、特に法曹コースについては、開始から間もない制度であるので、高校生や法学部生等に対する積極的な広報が必要である。また、当初法曹コースを選択しなかった学生にも、法学を学ぶ中で法曹を志す者も多くいると考えられることから、法曹コース以外の法学部生に対する広報も併せて行う必要がある。

また、法曹コースは学部段階であるため、「高等教育の修学支援新制度<sup>4</sup>」による授業料免除や給付型奨学金、日本学生支援機構の無利子・有利子奨学金の対象となる<sup>5</sup>ほか、大学独自あるいは民間企業や団体による修学支援も様々行われていることから、各法科大学院においては、学生に対し、こうした修学支援制度について丁寧に広報していくことが重要である。

---

<sup>4</sup> 文部科学省「高等教育の就学支援新制度」

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))

<sup>5</sup> 日本学生支援機構「奨学金」(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>)

## 2. 法科大学院等における教育の充実について

新型コロナウイルス感染症の影響や、新たな一貫教育制度をはじめとする法改正の実施を背景に、各法科大学院をとりまく状況が大きく変わっていく中で、各法科大学院においてはその教育の充実に向けて、様々な創意工夫が行われている。今期の議論では、調査やヒアリングを通じて各法科大学院の取組の把握を行い、議論を行った。

### (1) ICTの活用の推進

新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインでの遠隔授業や、授業や教材のオンデマンドによる共有といったICTの活用が一気に進んだが、感染者数が収まる局面においても、十分な感染対策を講じた上での対面授業を原則としつつ、学生の事情等によってオンラインでの遠隔授業を出席と認めるなど、ICTの活用が続いている。多くの法科大学院では、学生に対してオンライン授業の改善点を定期的に聴取したり、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)の中で授業の工夫を共有したりしているほか、他の法科大学院と連携してオンライン授業の工夫を相互に共有している例もある。また、予復習のための補助教材を提供するなど、通常の講義以外の場面でもICTの活用が行われており、この傾向は法律基本科目、法律実務基礎科目を問わず見られるところである<sup>6</sup>。

加えて、海外など遠方の法曹や研究者の講演をオンラインで聴く機会を設けるなど、対面では容易に行うことができない授業を行うことも可能となる。

さらに、補助教員<sup>7</sup>の協力を得るためにも有効で、法科大学院に来ることなく、学生の法文書作成への指導・助言を行うことができ、近隣に居住していない修了生等を補助教員に採用することもできる。

後述のとおり、ICTの活用には、有職社会人を含む法学未修者教育を充実す

---

<sup>6</sup> 第105回特別委員会資料2

<sup>7</sup> 本議論のまとめでは、チューター、アカデミック・アドバイザー、教育補助講師、メンター、ティーチング・アシスタント等の名称で、学生の授業のフォローやゼミ等課外学修の促進、学生の学修や生活の相談対応等に従事する者をいう。以下同じ。

る観点からの有効性が指摘されてきたところであるが<sup>8</sup>、その有効性は、法学未修者に限られるものではない。対面による授業を大切にしつつも、今後の通信技術やソフトウェアの進展の状況も踏まえながら、ICTの活用に向けた各法科大学院における創意工夫は今後も重要である。

## （２）在学中受験に向けた教育課程の工夫

令和5年司法試験から、法科大学院に在学中であっても、所定科目単位を修得し、翌年に修了する見込みがあることについて学長の認定を受けた者は、司法試験を受験できるようになる。

これに伴い、司法試験の実施が7月中旬～下旬に、合格発表が11月上旬に、司法修習の開始が翌年3月20日前後（最も早い年で3月19日）に、それぞれ変更されることになり、各法科大学院の教育課程についても、これに応じた変更が加えられている。

各法科大学院に対し、在学中受験に向けた教育課程の編成方針について調査したところ、以下のように、時期に応じて工夫を予定している法科大学院が多く見られた。

- ・ 司法試験前には、授業科目の段階的・体系的履修を維持しつつ、3年次前期には法律基本科目などを集中的に学修して司法試験科目を一通り履修できるようにする一方で、試験直前である6・7月は受験勉強に集中できるような配慮を行う。
- ・ 司法試験後には、3年次後期は、法律実務基礎科目や展開・先端科目に該当する選択科目の授業の履修を積極的に勧め、法曹として、幅広い視野をもって活躍できるよう指導する。
- ・ 合格できなかった学生に対しては、まずは、後期の期末試験に向けて、しっかりと学修することを奨励しつつ、学生間の勉強会、オフィスアワーを利用し

---

<sup>8</sup> 日本弁護士連合会法科大学院センターが社会人経験者の法科大学院修了生に実施した調査においても、ICT活用に積極的な意見が多く見られた（第109回特別委員会資料4-2）。



た指導などを通じて、次回の司法試験に向けたモチベーションの維持に努める。

- ・ また、在学中受験をしない学生に対して、そのための履修モデルの作成を検討したり、3年次前期のうちから多様な科目を履修できるよう選択科目の配置を工夫したりする。

このほか、修了必要単位数や科目群ごとの修得単位数を減ずるなどの工夫をする例、3年次のみクォーター制を採用し、試験前後に当たる第2期の授業を少なくするなど学期制を工夫する例、在学中受験を希望する学生に対する履修指導を工夫する例など、それぞれの法科大学院において様々な工夫が検討されていることが報告された<sup>9</sup>。

これらの工夫に対して、当委員会の議論では、在学中受験に向けて集中できるよう配慮しつつも、法律実務基礎科目や展開・先端科目などの法科大学院ならではの授業科目がおろそかにならないよう留意が必要であるとの指摘<sup>10</sup>や、一部の法科大学院で実施されたクォーター制の効果について今後も注視する必要があるとの指摘、在学中受験の可否に応じた配慮や工夫としてどのようなことが考えられるか引き続き検討すべきである旨などの指摘があった。

在学中受験の導入に伴う教育課程の編成は、令和4年度が初めての試みであり、今後、その実施状況を踏まえながら、各法科大学院において更なる検討、改善が続くことが見込まれる。文部科学省や法科大学院協会など関係者においては、新しい司法試験のスケジュールの中で、在学中受験をするか否か、また、その可否にかかわらず、全ての学生に対して「プロセスとしての法曹養成」の趣旨を踏まえた教育がなされるよう、各法科大学院における検討、改善の状況を引き続き把握し、共有していくことが必要である。また、その際には、法学未修者コースの学生の在学中受験の動向も併せて注視していくことも重要である。

---

<sup>9</sup> 第105回特別委員会資料4

<sup>10</sup> 例えば、民事裁判に係る法律実務基礎科目によって民事訴訟法の理解が深まるなど、司法試験科目以外の授業科目が法律科目の知識の修得に有益なこともあるとの指摘もあった。

### (3) 司法修習との連携

プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所、両者の連携は非常に重要であり、在学中受験に合格した場合には、法科大学院修了後直ちに司法修習に進むことが可能となる中、その重要性は一層に高まったといえることができる。

法科大学院協会では、その重要性からこれまでも司法研修所との交流を行ってきたが、令和4年度よりその目的に特化した「司法修習連携等検討委員会」を設け、その取組を強化している。

具体的な取組としては、複数回にわたって、法科大学院の教員が司法修習の様子をオンライン・リアルタイムで傍聴したり、司法修習の様子を記録した動画を司法研修所教官とともに視聴した上で、意見交換を行ったりしており、こうした活動を通じて、以下のような気づきが得られているとの報告があった<sup>11</sup>。

- ・司法修習における授業内容を知ることが、法科大学院段階における法律実務基礎科目によって裁判手続等についてどの水準まで修得させるべきかを考える参考になること。
- ・実務においては、一つの課題に対して、複数の結論があったり、同じ結論でも説明の仕方が異なったりするなど、多種多様な「正解」があり得るため、法科大学院における教育においても、複数の「正解」や「説明」がある中で、どれが説得力が強いかということ意識できるような題材を選ぶことが重要であること。
- ・法律実務基礎科目のみならず、法律基本科目であっても、実務における手続等の具体的なイメージをもって教育に当たることが重要であることが改めて認識されたこと。

あわせて、人的交流を通じて、司法修習の具体的なイメージを意識した法科大学院教育が行われることへの期待や実務教育に用いる教材作成などを複数の法

---

<sup>11</sup> 第109回特別委員会資料3

科大学院で連携して行うことの必要性<sup>12</sup>が付言された。

他方、今後に向けた課題として、ここで得られた成果を、小規模の法科大学院も含め、広く全国の法科大学院と共有するための方策を検討する必要があること、また、法科大学院から司法修習にとって有意な情報を提供することが必要であることなどが挙げられた。

法律実務において有意な能力を身に付けることは、法科大学院教育と司法修習の双方に共通する目的であって、司法修習やその先の実務を念頭においた授業が行われることが法科大学院の強みの一つとなる。また、指摘されたように人的交流それ自体が教員等の意識を変えるきっかけともなるため、法科大学院教育の改善・充実のためにこうした取組は継続的に行われるべきである。

当面は、小規模校を含む参加校の拡大や研究者教員も含む参加者の増加が必要であるが、司法修習の傍聴や教官との意見交換に参加できる人数にも限りがあると考えられるため、得られた成果を一定の資料にまとめ、参加した教員が、それを活用して後日FDにおいてその成果を共有したり、取組を踏まえた教材を作成し、複数の法科大学院間で共有したりするなど、多くの法科大学院、多くの教員が成果を享受する方途を継続して検討することが重要である。

また、司法研修所においても法科大学院教育に触れることで得るものもあると考えられることから、例えば、法科大学院の授業を司法研修所の教官が視聴し意見交換を行うなど、双方向の連携を通じて、両者の教育が更に充実していくことを期待したい。

---

<sup>12</sup> 複数の法科大学院で、模擬裁判やロイヤリングなどの法実務技能教育の教材を共同で開発し利用する仕組みの例として、名古屋大学等の法科大学院が連携して実施している「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム（PSIM）」がある。  
(<https://psimconsortium.law.nagoya-u.ac.jp/>)

### 3. 法学未修者教育の更なる充実について

法科大学院は、制度創設以来、非法学部における学びや社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人材を法曹として養成していくことを重要な役割としてきた。前期第10期では、法学未修者教育を主題として取り上げ、ICTの活用や、補助教員による学修支援などを通じた「学修者本意の教育の実現」に向けた改善を提言したところである<sup>13</sup>。

今期は、「第10期の議論のまとめ」を受けて実施された調査研究の結果や、社会人学生に対する教育に力を入れる法科大学院の報告を受け、議論を行った。

#### (1) 法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究について

「第10期の議論のまとめ」を踏まえた法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究を受託した一般社団法人法曹養成ネットワーク（以下「法曹養成ネットワーク」という。）より、法学未修者教育の更なる充実に向けて、以下のような報告がなされた<sup>14</sup>。

##### ①法律基本科目に係る授業等の在り方について

法律基本科目に係る授業等の在り方について検討するため、憲法・民法・刑法の各科目について、多数の法科大学院の教員や法科大学院を修了した弁護士を参加者としたFDセミナーを実施し、いわゆる「アクティブ・ラーニング」<sup>15</sup>に造詣の深い教員を講師として迎え、授業報告や意見交換を行ったところ、以下のような提言が得られた。

- ・ 純粋な法学未修者が、1年次の学修において、法学既修者コースに入学した学生と同程度の知識や運用能力を身に付けるためには、各教員が、予習から授業、復習という学修プロセス全体をコーディネートする意識で授業を設計する必要があり、その際には、学修者たる学生本位の学修を促すべく、討論、演

<sup>13</sup> 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」（令和3年2月3日）  
（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/1388525\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1388525_00001.htm)）

<sup>14</sup> 第106回特別委員会資料2-1・2-2

<sup>15</sup> 教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成24年8月28日中央教育審議会答申より）

習を通じた双方向の課題解決型の授業を行う、アクティブ・ラーニングの考え方を積極的に採り入れることが有用であるとともに、情報の絞込みや伝え方（どの段階で何をどの程度深く教えるか）に配慮した「スモールステップ」の視点が必要であること。

- ・ 法学未修者コースの学生は前提となる知識のレベルが様々であることから、後述するような動画教材をオンデマンドで提供し、予習や復習に活用することがアクティブ・ラーニング実現の一手段として有用と考えられること。
- ・ 以上の実践に当たっては、学生の能動的な学びを得るという観点から、学生の想定を大きく超えて予習復習を求めることは望ましくなく、必要な知識の獲得とのバランスに配慮する必要があること。

## ②入学前の導入的教育手法について

法科大学院へのアンケート等によれば、法学未修者コースの入学予定者向けの導入教育として、法文書作成や法的思考の基礎、法律の学修方法、判例や条文の読み方などに係る講義を実施しているケースや、教材の紹介・配布を行うケースに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、上記のような科目横断的な内容に係る解説講義を動画によって配信しているとの回答も一定割合見られた。これを踏まえ、法学初学者を対象とした動画教材のサンプルを作成し、導入教育への活用の在り方について検討することとした。

内容としては、各科目共通となるテーマを扱うこととし、民事法・刑事法のそれぞれについて実体法と手続法を概観する教材を各1点、同一の事実関係の中で民事法と刑事法がどのように作用するのかを解説する教材1点、計3点の動画教材を作成し、実際に学生や入学予定者に使用したところ、以下のような提言が得られた。

- ・ 多様な視聴者に合わせたテーマや難易度の設定が必要であるため、講義形式による中長編の動画教材のみならず、アニメーションその他の形式による短編の動画教材を併用することにより、コンテンツを複数作成することも有用である可能性があること。
- ・ 自学自習や予復習の際の副教材としてなど、使用法に合わせた配信方法を検

討することが必要であること。理想的には、インターネット上に動画教材のプラットフォームを構築し、視聴者である学生や教員が自由にアクセスできるようにするとともに、コンテンツを随時アップデートしていくことが必要であるが、制作主体や予算、権利関係などの課題が残ること。

### ③補助教員の組織的・機能的な活用

第10期の議論のまとめにおいて補助教員の有用性が指摘されたことを踏まえ、その実態についてアンケートやヒアリングを行い、分析したところ、補助教員の活用による教育効果として、正課の授業を補うことによる成績向上等の効果が得られ、特に法学未修者教育における活用が重要であるととともに、学生におけるモチベーションの向上に寄与する旨の指摘があったほか、以下のような提言が得られた。

- ・ 補助教員の安定的・継続的な活用のためには、補助教員自身の負担、法科大学院の予算的な制約、特に地方においては人材確保に課題が見られたことから、補助教員が継続的に法科大学院教育へ関与できる仕組みを確立するとともに、補助教員から法科大学院教員へのキャリアパスを示すことなどにより、担い手を確保することが重要であること。
- ・ 法科大学院ごとには、それぞれの事情に応じた創意工夫や活用事例が多く見られたが、一部の大学間を除いては、各法科大学院の取組が共有されておらず、法科大学院を超えた意見交換や情報共有が十分でない実態があるため、補助教員の活用に関する各大学の取組内容の共有・議論の場や、所属する法科大学院を超えた補助教員間における教育手法や教材等に関する質疑・意見交換の場などネットワーク構築が重要であること。

今回の調査研究で得られた知見は、いずれも法学未修者教育の充実に向けて非常に有意義であるため、全ての法科大学院に共有すべきである。

有効性が指摘されたアクティブ・ラーニングには、学生の主体的な参画が不可欠で、一人一人の学生の主体性や学修意欲をどのように得て、どう維持するかという観点が肝要であり、そのためには動画教材や補助教員の役割が重要となる。

また、時間的な制約のある法学未修者コース1年次にあつては、授業において取り扱う内容の選別が必要であつて、授業で取り扱わずに、自学自習でどのように修得させるかが重要であり、その点においても今回報告された動画教材や補助教員が果たす役割は大きいものと考えられる。

このように、アクティブ・ラーニングや予復習といった法学未修者教育の在り方に係る知見と、動画教材や補助教員の活用に係る知見とは、あいまって特に効果を発揮すると考えられることから、今後とも、これら全体を見渡した議論が行われることが重要であり、今回のFDセミナーのように複数の法科大学院で連携した取組として継続的に実施されることが必要である。なお、今回のFDセミナーは、憲法・民法・刑法について、科目ごとに課題等を整理するという観点から行われた<sup>16</sup>が、法学未修者が初年度に身に付けるべき要素は、手続法も含めた各法律科目に散在しており、かつ、内容としても精選することが必要であるため、どのようにして法学未修者に効果的に学修させるかという観点から、科目の枠組みを超えた法学未修者の学修の在り方について議論がなされることが期待される。

動画教材を開発、共有するプラットフォームについては、予算や権利関係など、実現に向けた課題はあるものの、例えば、複数の法科大学院の連携協力によって実現できないか、法科大学院関係者の間で検討がなされることが望まれる<sup>17</sup>。

補助教員の活用については、現状では個々の法科大学院の取組にとどまっているが、法曹養成ネットワークにおいて、補助教員によるネットワークの構築が模索されており、FD活動の質の向上などと合わせ、法科大学院の枠を超えた取組につながることを期待される。補助教員には、法学未修者コースの修了生も多くいることから、このような取組は、学生に対し、法学未修者コースの修了生のロールモデルを示し、学修に対するモチベーションの維持、向上に資する効果も

---

<sup>16</sup> なお、次年度には民事訴訟法及び刑事訴訟法についても実施されており、他の授業科目の担当教員も多数参加して行われている。

<sup>17</sup> 「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム（PSIM）」（脚注12参照）では、模擬裁判やロイヤリングなどの法実務技能に係る教材を開発し、動画配信サイトにおいて発信している。

もたらすものと考えられる<sup>18</sup>。

## (2) 社会人学生に対する教育について

多様なバックグラウンドを有する法曹人材を育成する観点からは、社会人経験のある学生（以下「社会人学生」という。）に対する支援は極めて重要であり、とりわけ働きながら法科大学院に通う有職社会人学生には、十分な学修時間を確保することが困難であるという固有の課題がある。この点に配慮し、夜間主コースを設けるなど社会人学生に対する学修支援を積極的に行っている2つの法科大学院よりヒアリングを行ったところ、以下の報告がなされた<sup>19</sup>。

- ・ オンライン方式やオンデマンド方式による遠隔授業については、時間的・距離的な負担を軽減できるため、社会人学生のニーズは非常に大きい。特に有職社会人学生は、平日は夜間しか学修時間を確保できないことから、オンデマンド方式による授業を積極的に活用している。
- ・ 一方で、授業の双方向性を担保し、学修の充実を図るため、教員の負担は増えるものの、質問や学習相談に対しては、授業の前後やオフィスアワーのほか、メール等も活用して、土曜日等も含め積極的に対応している。
- ・ 効果的で効率的な授業を実施するための工夫が必要であり、例えば、予習の負担を軽減して復習を重視することや、科目横断的な汎用性のある知識をなるべく多く修得させることを意識した授業などが挙げられる。
- ・ 仕事と学修の両立を支援するため、夜間の授業を昼間の授業に振り替えて受講することを認めている（夜間と昼間で同じ内容の授業を提供）。
- ・ 教育課程の編成については、夜間の授業時間が限られ、複数の科目を同一の

---

<sup>18</sup> 例えば、社会人経験を経て法科大学院を修了した補助教員を活用することで、学修支援のみならず、社会人学生としての勉強の仕方、時間の使い方についての指導を行う機会にもなり、学修意欲の向上に資している。（第107回特別委員会資料2（筑波大学法科大学院））日本弁護士連合会法科大学院センターが社会人経験者の法科大学院修了生に実施した調査においても、社会人経験を経て法曹になった者が補助教員として学修支援を行うことの有効性が報告されており（第109回特別委員会資料4-2）、そのような人材が法科大学院の枠を超えて支援に当たる体制の構築が必要であることが指摘されている。

<sup>19</sup> 第107回特別委員会資料2（筑波大学法科大学院）、資料3（日本大学大学院法務研究科）



時間に開講せざるを得ないこともあるため、学生の履修希望も考慮して授業を開講する曜日・時間の調整を行うといった工夫を行っている。

- 成績評価の実施方法として、学期末の筆記試験以外にも、授業中の小テストやレポートによる評価を組み合わせたり、科目の特性に応じて、レポートのみで評価したりしている。
- 2～3年の間に集中して学修し、資格取得を目指す社会人学生もいるが、勤務状況等の都合により標準修業年限で必要単位を修得することが難しい学生にとって、長期履修制度は有益な制度となっている。また、在学中受験との組合せにより、選択肢が広がる可能性がある。
- 在学中のみならず、入学前から、修了後に法曹資格を取得するまでの一貫した支援策を講じている。例えば、入学前にあっては、法学に対する適性を見極めや入学後の負担軽減に資するよう、1年次の法律基本科目の一部の先取り履修（科目等履修生として単位を修得）を認めるとともに、入学予定者に対する学修方法や事前勉強に係るガイダンスを充実している。また、修了後にあっても、自習室や図書館などの学習環境を提供したり、司法試験受験や司法修習に係るサポート<sup>20</sup>を実施したりしている。

社会人経験を有する法曹の増加のためには、上記のような法科大学院における社会人学生への学修支援は非常に有効と考えられる。これらは社会人学生向けに夜間主コースをもつ法科大学院による取組ではあるが、例えば、オンデマンド方式の遠隔授業の活用<sup>21</sup>や、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラム

---

<sup>20</sup> 例えば、新しい判例の動向などを紹介する講座や司法試験の再現答案を作成・検討する課外ゼミ、司法研修所教官歴のある実務家教員による司法修習生支援の課外ゼミ（司法修習導入修習前及び司法修習中の2回程度）の開催などが挙げられる。

<sup>21</sup> オンデマンド方式の遠隔授業については、「第10期の議論のまとめ」において、「法科大学院が行う授業の選択肢の一つとして位置づけ直すことが望ましい（p9）」とされたことを踏まえ、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」であって、「大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」については、オンデマンド方式の遠隔授業による単位認定が可能であるとされている。（「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた留意事項について（令和3年5月17日3高専教第1号文部科学省高等教育局専門教育課長通知））

<sup>22</sup>や科目等履修による入学前の単位修得の推進などは、昼間の課程においても、社会人学生が個々の事情を踏まえながら学修計画を立てる際の選択肢を広げることにつながる<sup>23</sup>。

また、科目の特性等に応じて、小テストやレポートなどを活用した厳格な成績評価を行う点についても、成績評価が学修者を到達目標に至らせるための手段であることも踏まえれば、勉強時間を確保できない学生のための代替策としてではなく、有効な創意工夫と捉えることもできる。

こうした各法科大学院における社会人学生の支援の取組については、現在、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（以下単に「加算プログラム」という。）において加算評価されているところであるが、引き続き適切に評価されるべきであり、社会人学生を増加させる観点からは、法科大学院においてこうした取組が行われていることを積極的に広報していくことも重要である。

また、企業や官公庁においても、新たな資格取得や学び直しを行うことに資する制度（休職制度や研修支援制度など）を設け、その積極的な活用を勧めるなどの環境整備が進められることが期待される<sup>24</sup>。

加えて、各法科大学院において、どのような人材に入学を期待し、法科大学院

---

<sup>22</sup> 専門職大学院設置基準の改正により、履修証明プログラムによる単位修得が可能となり、法科大学院での学位取得に活用することが可能となった（令和4年3月22日公布・施行）。

<sup>23</sup> 日本弁護士連合会法科大学院センターが社会人経験者の法科大学院修了生に実施した調査においても、有職社会人への学修支援として、ICT活用の有効性（リアルタイムでのオンライン授業や録画授業のオンデマンド提供と夜間・週末等の授業の併用によって単位取得できる仕組みが有効）や先取り履修の有効性（科目の一部を「お試し受講」することとどまらず、入学前に科目等履修等で科目の単位を修得できる制度が有効）が報告されている（第109回特別委員会資料4-2）。

<sup>24</sup> （一社）日本経済団体連合会より、「企業は、社員がリカレント教育等を受講する際の経済的支援および休暇・休業制度の導入や、学び直しの成果を処遇・報酬と連動する仕組みの導入などの環境整備を検討すべきである」ことが提言されている。（「次期教育振興基本計画」策定に向けた提言－主体的な学びを通じ、未来を切り拓くことができる多様な人材の育成に向けて－）（令和4年10月11日（一社）日本経済団体連合会）

また、官公庁については、例えば、国家公務員に大学等における修学の機会を提供する制度として、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める「自己啓発等休業制度」がある。（人事院「自己啓発等休業制度」  
（<https://www.jinji.go.jp/jikokeihatu/toppage.html>））

を修了して法務博士の学位を得ることにより、どのような能力を身に付けることができるのかをしっかりと発信していくことが必要である。

さらには、法曹界からも、社会人を経て法曹となった者が、その経験や能力をどのように生かすことが望まれているのか、積極的な情報発信が期待される。

### (3) 共通到達度確認試験の在り方について

共通到達度確認試験は、法学未修者の教育の質の保証の観点から、各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とする趣旨の下、平成26年度から5回の試行実施を経て、令和元年度からは、法科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団が共同主催者として本格実施している<sup>25</sup>。文部科学省においては、加算プログラムにより、その試験結果を進級判定の資料の一つとして活用し、法学未修者教育の改善・充実と質の保証を促進する大学の取組を支援している<sup>26</sup>。

共通到達度確認試験の活用状況については、法科大学院協会より、同協会が令和4年4～5月に実施したアンケート調査によって、共通到達度確認試験が、法科大学院において、進級判定にとどまらず、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発などに広く利用されており、共通到達度確認試験の存続が望ましいという法科大学院が多数であったこと、また、学生自身においても、基礎的知識習得に向けた学習の動機付け、全国的な到達度の把握などの活用が浸透している旨の結果が得られたことが報告された<sup>27</sup>。

法科大学院における進級判定等の活用に加え、学修者本位の教育という観点から、法学未修者に対して、自己の取組を全国レベルで客観的に評価する仕組み

---

<sup>25</sup> 法科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団が共同主催者として設置した共通到達度確認試験管理委員会の管理の下、憲法、民法、刑法の3科目について短答式試験（正誤式、多肢選択式）を法学未修者コース1年次の1月上旬に実施している。

<sup>26</sup> 「「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における加算方法の見直しについて」（平成30年7月9日法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会）

<sup>27</sup> 第109回特別委員会資料2

として、共通到達度確認試験が効果を上げているという点は重要である。当委員会としても、共通到達度確認試験の活用状況や、多くの法科大学院が存続を望んでいるという現状から、その意義を改めて認識したところであり、共通到達度確認試験の継続的な実施が必要であると考えている。なお、法科大学院や学生の負担を増やすことなく持続的に実施することができるよう、必要経費や作題に係る労力の削減に向けた創意工夫が期待される。

#### (4) その他

令和4年司法試験において、法学未修者コース修了生の修了後1年目の合格率は3割を超え、5年目の累積合格率も5割に迫っている。法科大学院の教育成果を合格率だけで評価することはできないが、各法科大学院の地道な取組の効果は着実に出てきているところであり、今後とも多様なバックグラウンドをもつ法曹人材の輩出に向けた創意工夫が期待される。

また、法学未修者コースの学生への支援においては、学生の学修意欲の維持向上が非常に重要である。既述のとおり、ICTの活用や補助教員によるサポートにより一定の効果が示されており、各法科大学院における更なる活用が期待される。労働法や知的財産法などについては、社会人経験者や、法学部出身でない法学未修者だからこそ既に学んで強みにしていることがあり、このような強みを生かして学修意欲を促し、自信につなげていくことが重要である。

新たな一貫教育制度や在学中受験が始まる中、法学未修者コースの学生の状況については、今後とも引き続き注視し、その状況に応じて、必要なサポートの在り方について検討することが必要である。なお、多様な法曹人材の輩出という観点からは、特に法学部以外の学部に向けた広報の工夫などを把握し、非法学部出身者の確保に効果的な情報発信の在り方などを議論していくことも必要である。

#### 4. 複数の法科大学院の連携について

個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるため、法科大学院間の連携・協働による教育水準の向上が重要である。そこで、積極的に複数の法科大学院との連携を推進している法科大学院にヒアリングを行ったところ、以下の取組とその成果が報告された<sup>28</sup>。

- ・ 互いの強みを生かし、2大学間での共同開講科目の配置や法律実務基礎科目の連携<sup>29</sup>により、自法科大学院のみでは提供が困難な学修内容を学生に提供している。また、授業以外についても、両校の学生による合同自主ゼミが企画・実施されている（なお、コロナ禍においてもオンライン学生交流会として活動を継続している。）。
- ・ 共同開講科目の配置、法律実務基礎科目の連携、合同FDの実施による他の法科大学院の教員との意見交換を通じて、授業改善につなげている。
- ・ 共同開講科目や合同自主ゼミ等による学生の交流を通じて、授業等における議論の深化を図ることができるのみならず、学生の相対的な学力水準の把握や、勉強方法等についての情報交換をすることもでき、近隣に他の法科大学院がなく、学生間の交流が困難であるという欠点を補うことができる。
- ・ 司法試験選択科目について、2単位のみ提供しているものがあつたところ、学生が1つの司法試験選択科目で4単位を修得できるように、授業科目数を増やすことや、学生の多様なニーズの高まりに対応することを目的として、4大学連携による単位互換の運用を開始している（必修科目の単位互換については、内容・水準の一对一の対応関係が必要と考え、まずは司法試験選択科目や基礎法学・隣接科目で実施している。）。
- ・ 施設の相互利用を認める制度を創設し、地元に戻り学修を継続することとした修了生が、連携先の法科大学院の施設を利用することができた。

<sup>28</sup> 第108回特別委員会資料5（金沢大学法科大学院）及び資料6（岡山大学法科大学院）

<sup>29</sup> 例えば、（法律実務基礎科目としての）リーガルクリニックや裁判員裁判の傍聴など

以上の取組は、小規模の法科大学院が他の法科大学院との連携を通じて、その課題の克服に取り組む事例であるが、報告されたメリットは法科大学院一般にも共通する部分がある。

例えば、共同開講科目や単位互換の制度を活用することで学生の履修の多様性を広げることができる<sup>30</sup>ほか、複数の異なる環境の法科大学院の教員によるFDを通じて授業の質の向上にもつながる。授業以外の場面にあっても、学生同士の交流は、互いに刺激を与え、学修意欲の維持、向上にもつながることになる。

元来、多様な学生が集まって学ぶところに法科大学院の良さがあり、複数の法科大学院が連携することで、その良さを補強していくことが可能となる。また、社会人や理系出身の学生が、複数の法科大学院間で横のつながりを作ることによって、共通の課題を抱える学生同士が助け合うことができ、学修の改善にもつなげていくこともできる。

こうした連携は、相互に教育の質を向上させることを通じて、ひいては法科大学院全体の教育水準の向上にもつながる。今後、各法科大学院においては、上記の取組も参考としつつ、複数の法科大学院間の連携を一層推進していくことを期待したい。

---

<sup>30</sup> 単位互換をどの程度認定できるかの個別具体の判断については、各大学等において適切に判断されるべきものであるが、文部科学省では、学生の多様なニーズに応じる観点から、単位互換に係る考え方を示している。(令和元年8月13日付け元文科高第328号文部科学省高等教育局長通知 別添3)

## 5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について

法律の専門家が必要とされる分野が多様化する中で、法科大学院修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会に還元することが求められており、地域や社会に貢献する魅力ある法科大学院の在り方を検討し、発信していく必要がある。そこで、地域の自治体や法曹界、産業界との連携について、積極的に取り組んでいる法科大学院にヒアリングを行ったところ、以下の取組とその成果が報告された<sup>31</sup>。

- ・ 「地域に貢献する法科大学院」を理念とし、人材輩出、リカレント教育及びシンクタンクの機能を担う附属組織<sup>32</sup>を設け、法科大学院との合同委員会を月1回開催し、連携して推進している。組織を立ち上げて活動することにより、継続性を確保している。
- ・ 自治体との連携としては、行政や権利擁護の実務に関する研究会を開催している（シンクタンク機能）。主な参加者は、自治体職員、弁護士、行政法研究者等であるが、法科大学院の学生も参加でき、行政や権利擁護の実務に興味・関心をもつ契機にもなっている。自治体職員には修了生も含まれており、修了生が参加するプラットフォームとしても機能している。また、自治体と法科大学院で連携協定を締結し、修了生の若手弁護士を継続的に派遣するなど、法的・人的に自治体を支援している。
- ・ 法曹界との連携としては、授業改善を図るため、地元弁護士会による授業参観を実施したり、法曹の魅力を学生や生徒に伝えるため、近隣地域の大学や高等学校において、地元弁護士会に所属する修了生弁護士による講演会を実施したりしている。
- ・ 産業界との連携としては、地域の経済同友会との連携による法務部門の実態調査や、地元企業と定期的に接触を図ることを通じて、地域における企業法務のニーズを把握し、法科大学院より地元企業に組織内弁護士、法務担当者を輩出している（人材輩出機能）。また、地元企業の法務担当者に対し、法務の基

<sup>31</sup> 第108回特別委員会資料6（岡山大学法科大学院）

<sup>32</sup> 岡山大学法科大学院弁護士研修センター（<http://oatc.jp/index.html>）

礎や英文契約に係る研修を実施している（リカレント教育機能）。

法科大学院は、法曹養成機関としてだけでなく、法的な知識や技能を有する優れた人材を地域社会、経済社会とつなぐ結節点という機能を有しており、こうした取組を通じて社会に貢献することができる。また、こうした連携は、法科大学院の教育の内容や水準を外部に発信する機会にもなる。

各法科大学院においては、上記の取組も参考としつつ、地域の自治体や法曹界、産業界との連携を一層推進し、地域の課題解決に資する研究会の開催・知見の提供、地域のニーズを踏まえた人材輩出、リカレント教育の推進など、法科大学院教育の成果を社会に還元することにより、魅力ある法科大学院として存在意義を高めていくことが必要である。



## 6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について

法科大学院の志願者や入学者の数については、かつての減少期を終え、昨今は横ばい、又は微増傾向<sup>33</sup>であるが、入学者選抜を通じて多様で優れた学生を確保するためには、法科大学院の志願者、ひいては法曹を志す者を増加させていくことが肝要である。これまでも、文部科学省、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会その他の関係者と各法科大学院が連携して、法科大学院教育の意義や法曹の仕事の魅力などの発信に努めてきたところであるが<sup>34</sup>、更にその取組を推進していく必要がある。

かつて低迷していた法科大学院修了者の司法試験合格率は、平成30年までの集中改革期間を経て、修了者に占める合格者の割合、いわゆる累積合格率は年々向上し、直近では、修了後1年目で5割を超え、3年目には7割を超えるに至っている<sup>35</sup>。このことについては、その要因の分析を不断に行うとともに、学生を含め、広く社会に対して丁寧に説明していくべきである。

他方において、法科大学院は、司法試験合格や専門的な法律知識の修得にとどまらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することにその意義があり、各法科大学院においては、多様な人材の輩出を目指し、司法試験に関連する法律科目だけでなく、法律実務基礎科目や展開・先端科目などにおいても様々な取組が行われている。

また、授業以外の面においても、留学や海外派遣に係るプログラムを講じていたり、既に述べたとおり、社会人を含む法学未修者に対する支援を充実したり、複数の法科大学院間や、地域の自治体、法曹界、産業界との間において、連携を深めたりする取組も行われている。

こうした各法科大学院の創意工夫については、文部科学省や法科大学院協会

---

<sup>33</sup> 参考資料2

<sup>34</sup> 例えば、文部科学省、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会その他の関係者が参加する法曹養成制度改革連絡協議会において、法曹志望者の増加に向けた情報発信に係る各機関の取組について情報共有・意見交換を行うとともに、連携方策の検討を進めている。

<sup>35</sup> 参考資料8

において継続的に情報収集し、他の法科大学院に共有するとともに、文部科学省の加算プログラムにおいて積極的に評価し、支援することを通じて、各法科大学院の創意工夫を促しつつ、社会に対しても積極的に発信していくことが必要である。

大学の学部や法科大学院に在学しながら予備試験を受験する者が一定の割合を占める<sup>36</sup>中、法学部や法科大学院の学生等に対して、司法試験の合格だけではない、法科大学院で学ぶ意義を発信することは極めて重要であり、法科大学院における学びを経て「法務博士」の学位を得ることによって社会でどのように活躍できるのか、丁寧に説明していく必要がある。法務博士の学位を取得することの意義を広く発信することは、仕事を持ちながら法科大学院を志す有職社会人学生を増やすことにもつながるであろう。

法科大学院修了後の進路についても丁寧な説明が必要である。

進路の中心が、法曹三者であって、訴訟に係る業務が主となることは事実ではあるが、今日では法曹が関わる業務分野・領域は広く拡充しつつある。

例えば、弁護士では、企業や行政機関等に雇用されるなどして法務等の業務に従事するいわゆる組織内弁護士が増加している<sup>37</sup>。企業にあっては、昨今の社会情勢の変化に伴う多様な法的ニーズに対応するため、国際、デジタル、環境、知的財産など多様な分野で、訴訟以外の場面でも汎用的に対応できるよう、法曹資格の有無にかかわらず、法律学を専門的に学んだ総合職が求められている。特に、経営層や法務担当など、コーポレート・ガバナンスに関わる立場にあっては、法律を学ぶことで得られるリーガルマインドを備えていることが非常に重要との指摘もある。

また、自治体や福祉施設、学校等の行政機関・公共機関に所属したり、これらと連携したりして、人権擁護や公益活動の分野で活躍する弁護士もそれぞれの

---

<sup>36</sup> 令和4年度予備試験では、現役の学部生と法科大学院生が受験者の30.2%、合格者の51.3%を占めている。なお、「現役の学部生と法科大学院生」とは、出願時の自己申告に基づく最終学歴から推測される予備試験受験時の属性をいう。

<sup>37</sup> 弁護士白書（2021年度版 p140）によると、いわゆる組織内弁護士の数は、この十年で587名（2011年）から2820名（2021年）に増加している。

地域で重要な役割を果たしており、専門的な法律知識やコミュニケーション能力を生かして、自ら司法にアクセスすることが困難な人々が抱える問題に光を当て、関係機関や法曹以外の専門人材と連携しながら、裁判手続や行政手続なども活用してその問題解決を図っている。近時、若手弁護士らが業務とは別に参加する公益活動も様々な分野に広がりを見せており、こうした活動に関心を寄せる弁護士も増加している<sup>38</sup>。

さらには、法科大学院修了後に、博士課程を経て研究者となり、法律学や法制度の発展に資する研究を行うとともに、法科大学院等の教壇に立ち後進の育成に努めるという選択肢もある。

このように、法科大学院を修了した後のキャリアパスは広がりを見せており、また、法曹資格を取得するか否かにかかわらず、多様な進路があることを、それぞれの活躍状況や社会的意義とともに、教育課程やキャリア支援の中で学生に明示することが重要である。そのためには、各法科大学院において、修了生の進路や活躍状況の把握や発信に今後も努めることが必要である。

これらの情報については、法学部の学生のみならず、法学部以外の学部の学生や高校生等に対しても法科大学院等の魅力を発信していくことが必要である。その際には、法科大学院の修了生や、現役の法科大学院や法曹コースの学生が携わることが情報の説得力を高め、有効であると考えられる。

---

<sup>38</sup> 法曹養成ネットワークでは、弁護士による公益活動（プロボノ活動）を、法曹を目指す学生に紹介する取組を展開している。（<https://www.ple-net.org/event/20220809/>）

## おわりに

来年度以降は、法曹コースを修了した学生が法科大学院を修了したり、在学中受験が開始されたりするなど、法曹養成制度改革の真価が見え始める重要な時期に当たる。これらの推移を把握し、必要な改善を進めることが必要であるが、既に述べたとおり、短期的な結果に一喜一憂するのではなく、その成果については中長期的に評価するべきである。

また、次期、当委員会が継続して設置された場合には、課題や問題点に係る議論のみならず、各法科大学院における創意工夫や長所を積極的に取り上げ、他の法科大学院の参考に供するとともに、法科大学院の魅力や長所を積極的に発信していくことが必要である。特に、学部と法科大学院との連携や、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目など法律基本科目以外の科目においては、各法科大学院による創意工夫の余地が大きく、引き続き好事例を収集し、発信していくことが必要である。

文部科学省、各法科大学院及び法学部に法曹コースを設置する各大学においては、本議論のまとめを踏まえつつ、法務省や最高裁判所、日本弁護士連合会、法曹養成ネットワークなどの関係機関と連携しながら、法科大学院教育の充実に向けて、積極的に取り組まれることを強く期待するものである。

(以上)

# 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～【概要】

- ✓ 令和元年法改正により新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験導入(R4年度に初めて法曹コース生が法科大学院進学。令和5年度に在学中受験開始)。また、当委員会前期(R元～2)の法学未修者教育に係る提言を受け、各法科大学院で取組を推進。
- ✓ 今期(R3～4)は、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理。

## 1. 新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)について

- ◆ 各法科大学院・法曹コースによる取組状況の把握・共有に引き続き努め、新たな一貫教育制度の着実な実施を推進。
- ◆ 期間の短縮により、プロセスによる法曹養成制度の中核をなす法科大学院の趣旨や特色が失われることのないよう留意。
- ◆ 時間的・経済的負担の軽減以外の多様な意義・可能性についても強調(法科大学院のない大学や地域に法曹コースが置かれることによる法曹養成推進など)
- ◆ 法曹コースの質の確保・向上のため、法科大学院による実態把握・評価、法曹コースを置く法学部による進学実績等の情報公開、自己点検評価等による不断の改善・充実、文部科学省による実施状況の把握が必要。他方、政策的な評価は、短期的な数字だけでなく、中長期的に動向を把握・分析すべき。
- ◆ 法曹コースや修学支援制度について、高校生、法学部生等に対する積極的な広報が必要。

## 2. 法科大学院等における教育の充実について

### (1) ICTの活用の推進

- ◆ ICTの活用は教育の充実や補助教員の確保に有効であり、対面授業を大切にしつつも、ICTの活用に向けた創意工夫は今後も重要。
  - ・活用改善に向けた取組：オンライン授業の改善点を学生より聴取、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の中でオンライン授業の工夫を共有
  - ・活用の広がり：予復習のための補助教材の提供など講義以外での活用、遠方の法曹や研究者の講演をオンラインで聴く機会の提供など

### (2) 在学中受験に向けた教育課程の工夫

- ◆ 各法科大学院において、令和5年度から実施される在学中受験に向け、様々な教育課程の工夫を実施。  
(例：司法試験前に試験科目を一通り履修できるカリキュラム編成、試験後に法律実務基礎科目や展開・先端科目等の積極的な履修を推奨)
- ◆ 文部科学省や法科大学院協会は、在学中受験をするか否か、また、その可否にかかわらず、全ての学生に「プロセスとしての法曹養成」の趣旨を踏まえた教育がなされるよう、各法科大学院における検討・改善の状況を引き続き把握・共有することが必要。

### (3) 司法修習との連携

- ◆ プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要。在学中受験に合格した場合には、法科大学院修了後直ちに司法修習に進むことが可能となる中、その重要性は一層高まっている。近時、法科大学院教員による司法修習のオンライン傍聴など、連携の取組が強化されたことにより、法科大学院教育をどのように行うべきか、様々な気づきが得られている(裁判手続等の修得水準、実務を意識した題材選定の重要性など)。
- ◆ 小規模校や研究者教員などを含む参加者の増加、全国の法科大学院への得られた成果の共有などが今後の課題。
- ◆ 法科大学院の授業を司法研修所の教官が視聴して意見交換を行うなど、双方向の連携を通じた、両者の教育の更なる充実を期待。

### 3. 法学未修者教育の更なる充実について

(1) 調査研究：法学未修者教育を主題とした前期の議論のまとめを受け、調査研究を実施。

- ①法律基本科目に係る授業等の在り方：「**アクティブ・ラーニング**」、「**スモールステップ**」（どの段階で何をどの程度深く教えるか）の視点の有用性
- ②入学前の導入的教育手法：**短編の動画教材の併用による複数のコンテンツ作成**の有用性（多様な視聴者に対応したテーマ・難易度設定が可能）
- ③補助教員の組織的・機能的な活用：**法科大学院間の活用事例の共有・議論の場**、**法科大学院を越えた補助教員間ネットワーク構築**の重要性

(2) 社会人学生に対する教育

- ◆多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、**社会人経験のある学生に対する支援は極めて重要**（特に**有職社会人は学修時間の確保が課題**）

取組例：オンライン方式やオンデマンド方式による遠隔授業の活用、レポートや小テストなどを含む科目特性に応じた様々な形式での成績評価、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラムや科目等履修による入学前の単位修得の推進

(3) 共通到達度確認試験：**法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用**されていることから、**継続的な実施**が必要。

(4) その他：「3 + 2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。

### 4. 複数の法科大学院の連携について

- ◆個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるため、**法科大学院間の連携・協働による教育水準の向上が重要**。

取組例：共同開講科目の配置、法律実務基礎科目の連携、合同FD、両校の学生による合同自主ゼミの企画・実施、単位互換制度の活用など

### 5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について

- ◆法科大学院教育の成果を還元することにより、**地域や社会に貢献する魅力ある法科大学院として存在意義を高めていく**ことが必要。

自治体との連携の例：行政や権利擁護の実務に関する研究会の開催、自治体との連携協定による修了生の弁護士を派遣

法曹界との連携の例：弁護士会による授業参観、修了生の弁護士による近隣地域の大学生・高校生向け講演会の開催

産業界との連携の例：経済団体との連携により地域の企業法務のニーズを把握し、法科大学院から地元企業に組織内弁護士や法務担当者を輩出  
地元企業の法務担当者向けに法務の基礎や英文契約などの研修を実施

### 6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について

- ◆法曹志望者の増加に向け、各法科大学院と関係者が連携して、**法科大学院教育の意義や法曹の仕事の魅力を引き続き発信**する必要。

・**司法試験合格率向上の事実**を丁寧に説明（令和4年司法試験では、累積合格率が修了後1年目で5割、3年目には7割に到達）

・他方で、法科大学院の意義は、**司法試験合格にとどまらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野で活躍する法曹の養成**であり、**これに向けた各種取組・創意工夫について、継続的に収集・共有・発信**が必要（法律実務基礎科目や展開・先端科目における取組、留学・海外派遣に係るプログラムの提供、社会人を含む法学未修者への支援、地域の自治体、法曹界、産業界との連携など）

- ◆**修了後の多様な進路**について、丁寧な説明が必要（企業、自治体、福祉施設、学校、研究者など、法曹資格の有無にかかわらず、活躍の場は拡大）

- ◆**法学部以外の学部学生や高校生等に対しても発信**が必要。その際、修了生や現役の法科大学院、法曹コースの学生が携わることが有効。

## 参考資料

### 法科大学院の設置・入学・修了等の状況

- ①法科大学院の設置状況（令和4年度）…………… 3 1
- ②志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移…………… 3 1
- ③入学者選抜の競争倍率のこれまでの推移…………… 3 2
- ④入学者数の推移（社会人経験者関係）…………… 3 2
- ⑤入学者数の推移（非法学部出身者関係）…………… 3 3
- ⑥標準修業年限修了者数・修了率の推移…………… 3 3

### 司法試験合格状況

- ⑦法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）…………… 3 4
- ⑧法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）…………… 3 5
- ⑨法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（既修）…………… 3 5
- ⑩法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）…………… 3 6
- ⑪司法試験合格率の推移（修了1年目）（未修者/既修者別）…………… 3 6
- ⑫司法試験合格率のこれまでの推移…………… 3 7
- ⑬司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）…………… 3 7

### 法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3+2）関係

- ⑭法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要…………… 3 8
- ⑮法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3+2）概要…………… 3 9
- ⑯連携法曹基礎課程（法曹コース）の設置状況…………… 3 9
- ⑰法曹コースを開設している大学一覧…………… 4 0
- ⑱令和4年度法科大学院入学者選抜の全体像…………… 4 0

### 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム関係

- ⑲法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ…………… 4 1

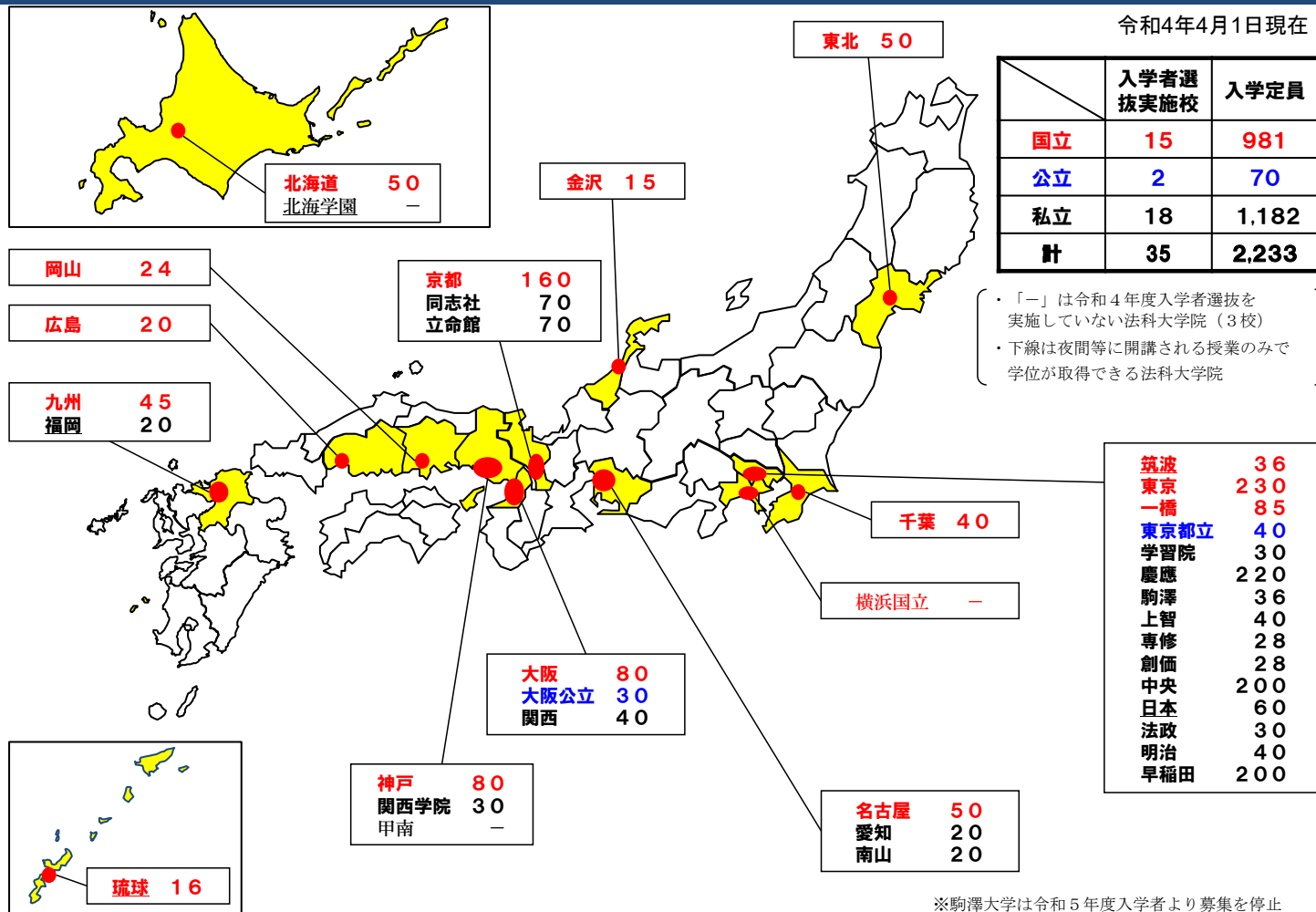




# 法科大学院の設置状況(令和4年度)

①

令和4年4月1日現在

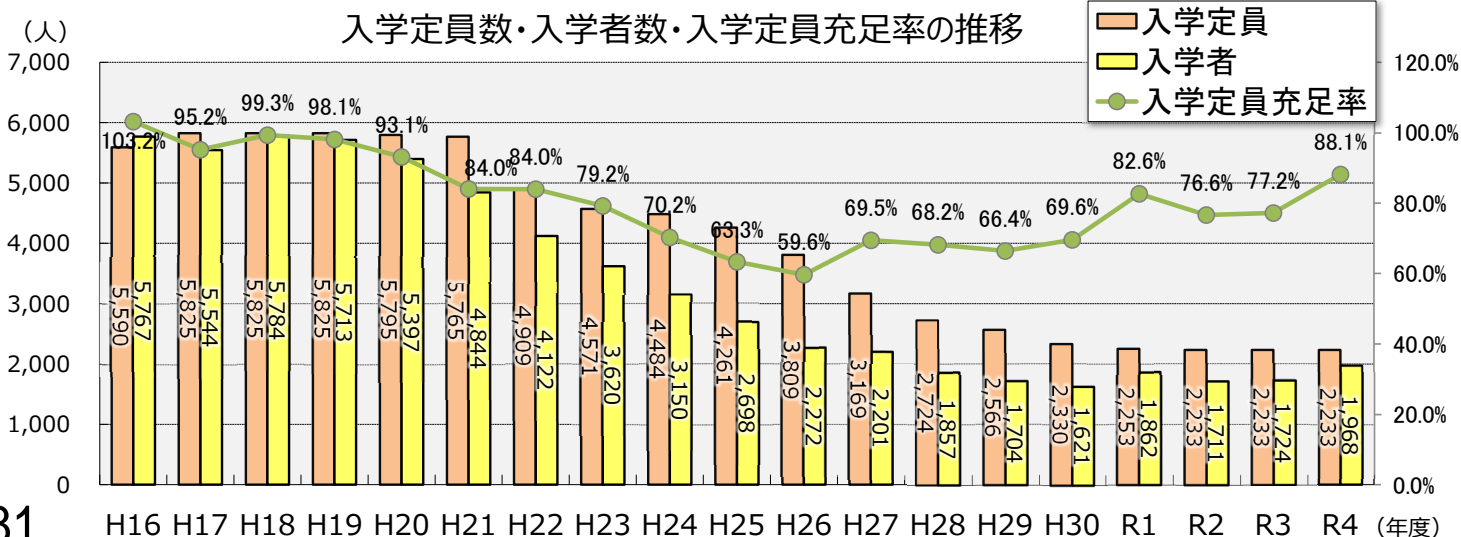
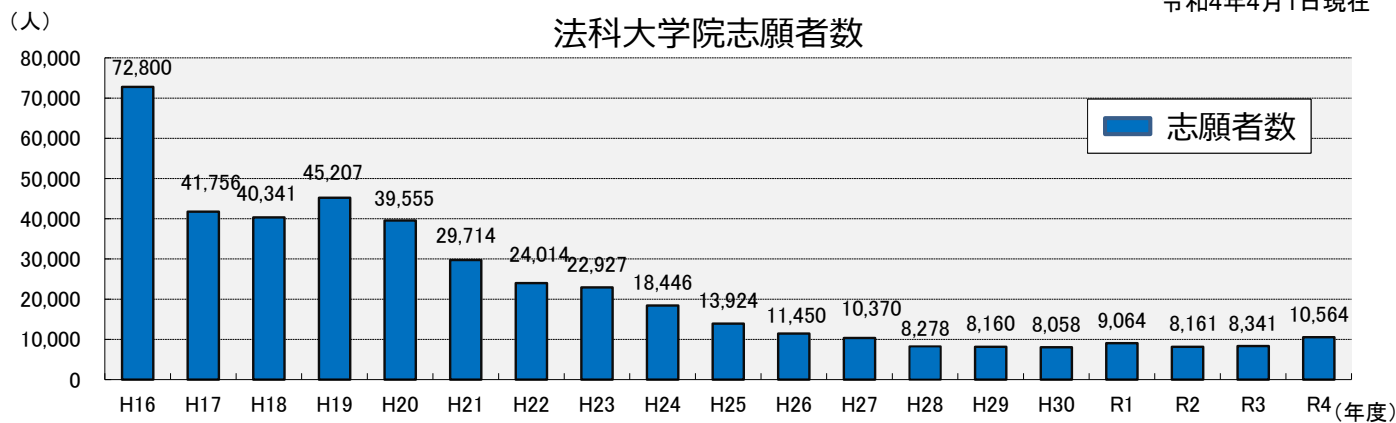


※駒澤大学は令和5年度入学者より募集を停止

# 志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

②

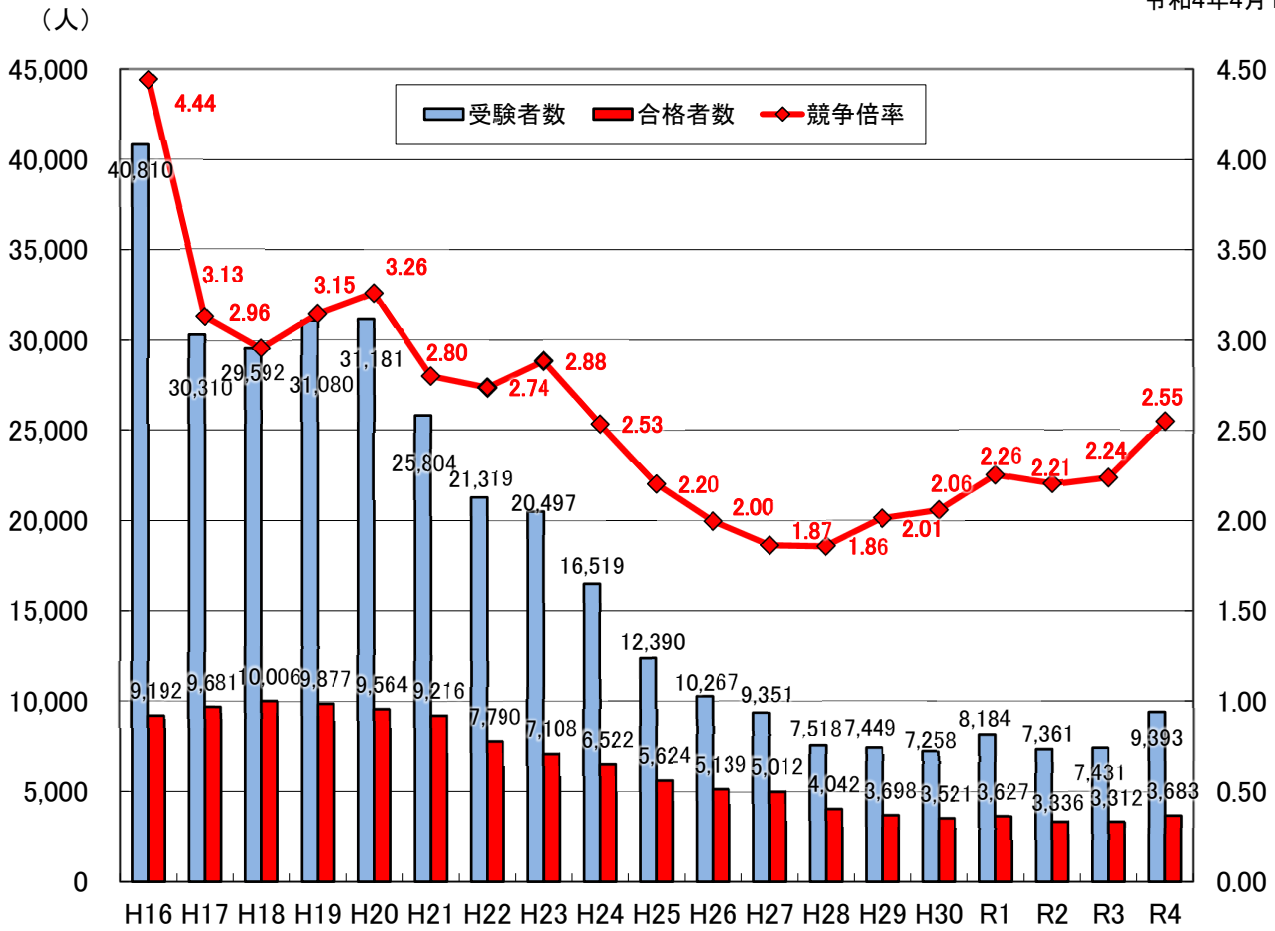
令和4年4月1日現在



# 入学者選抜の競争倍率のこれまでの推移

③

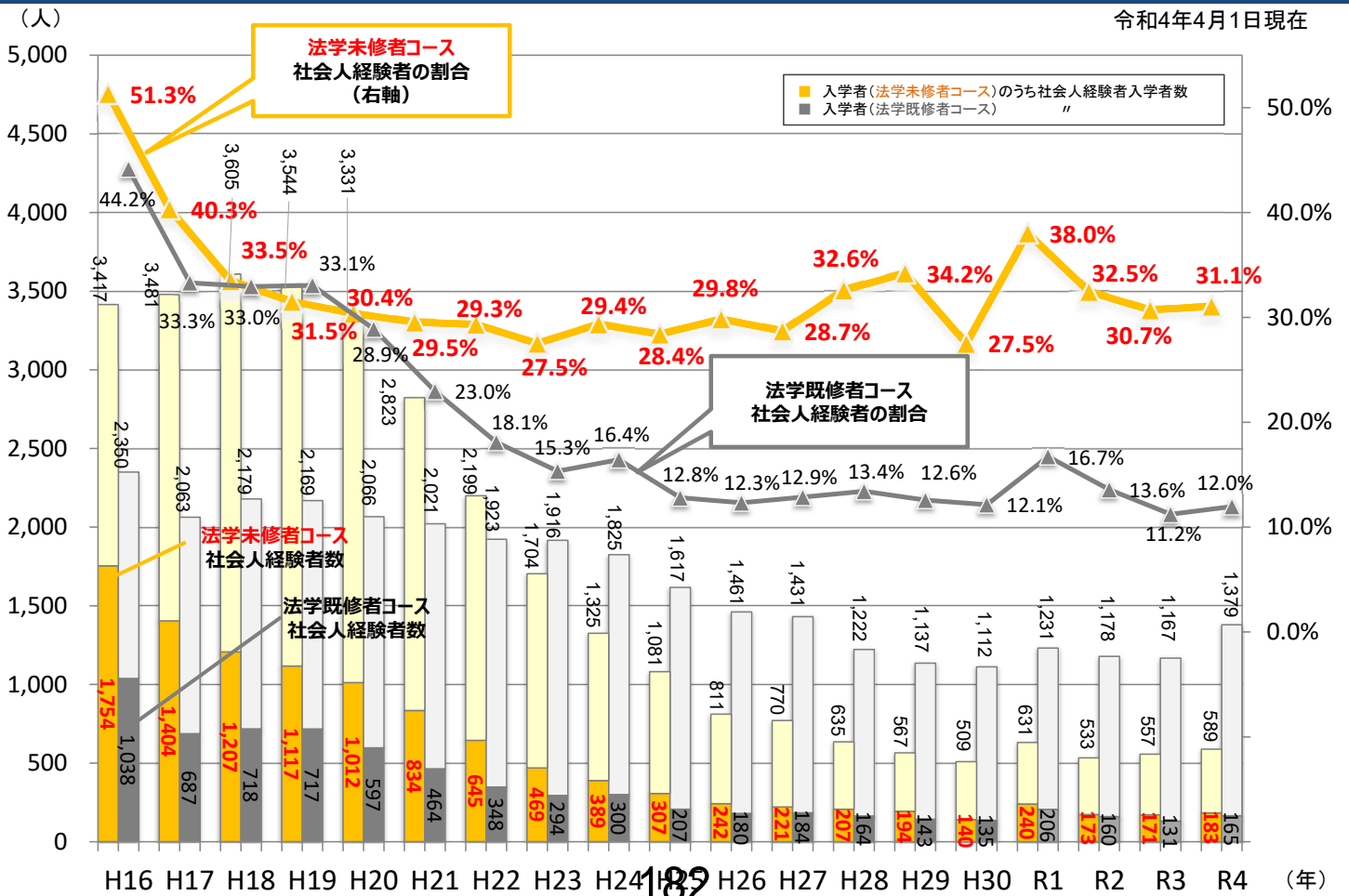
令和4年4月1日現在



# 入学者数の推移(社会人経験者関係)

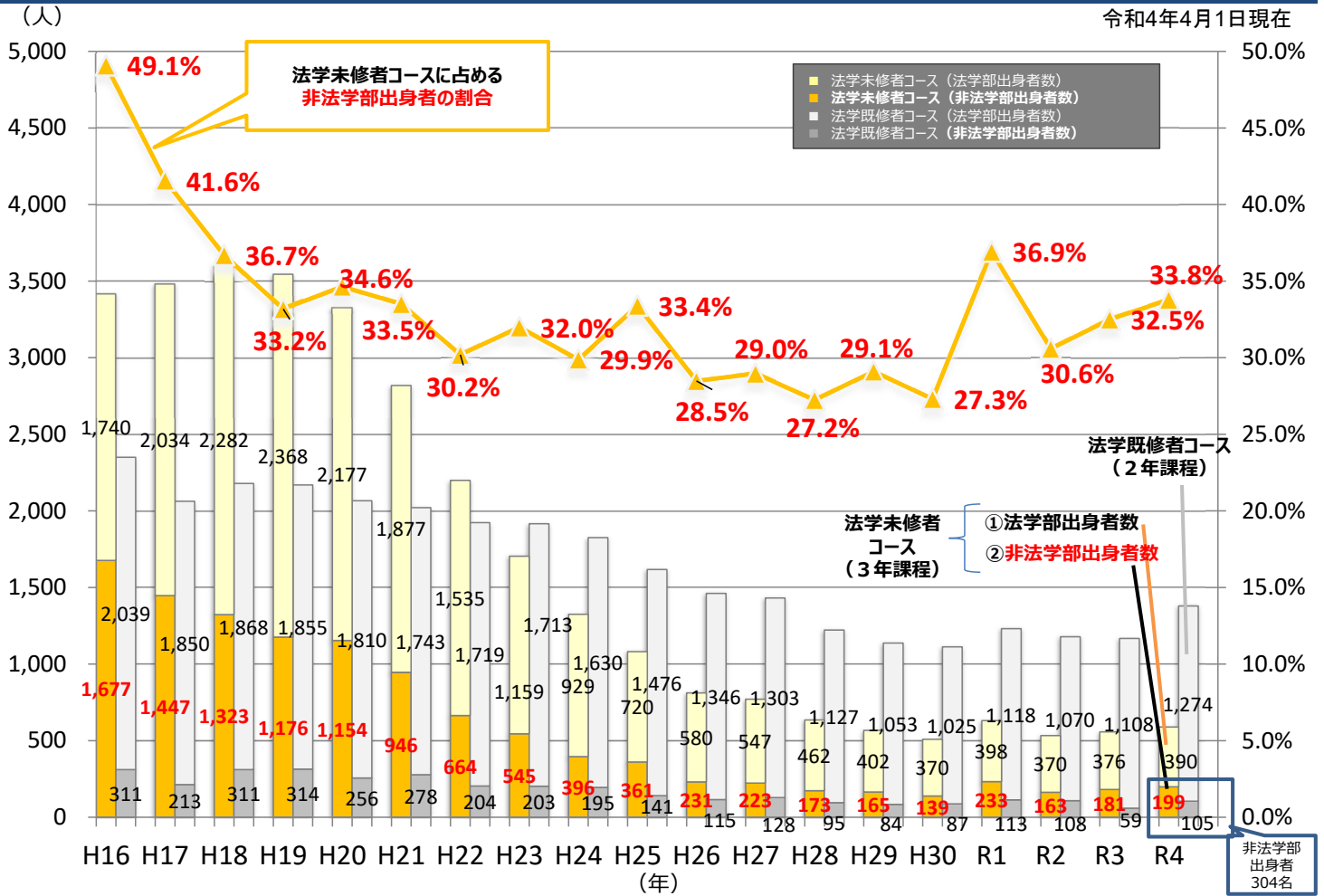
④

令和4年4月1日現在



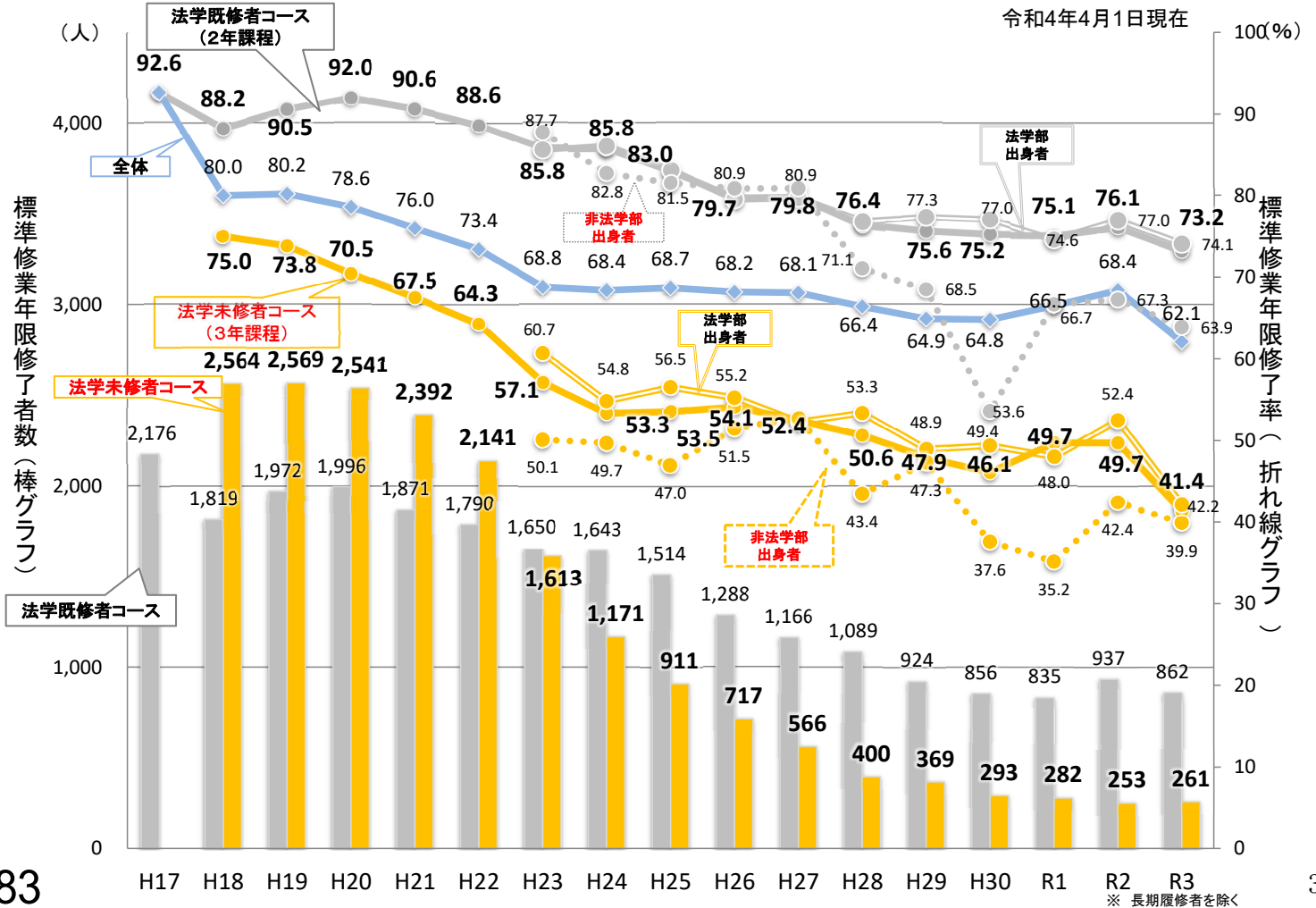
# 入学者数の推移(非法学部出身者関係)

⑤



# 標準修業年限修了者数・修了率の推移

⑥



○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標

（1）累積合格率

a. 全体

・令和 6年度（2024年度）	70%以上	
・令和11年度（2029年度）	75%以上	
（参考）平成29年度修了者の修了後5年目までの累積合格率		<u>70.4%</u>
平成28年度	〃	66.8%
平成27年度	〃	64.7%
平成26年度	〃	64.8%
平成25年度	〃	65.7%

b. 未修者

・令和 6年度（2024年度）	50%以上	
・令和11年度（2029年度）	55%以上	
（参考）平成29年度修了者の修了後5年目までの累積合格率		<u>49.4%</u>
平成28年度	〃	48.5%
平成27年度	〃	44.8%
平成26年度	〃	49.5%
平成25年度	〃	46.9%

（2）修了後1年目までの司法試験合格率（在学中合格含む）

・令和 6年度（2024年度）	50%以上	
・令和11年度（2029年度）	55%以上	
（参考）令和 3年度修了者の修了後1年目の合格率		<u>55.1%</u>
令和 2年度	〃	53.6%
令和 元年度	〃	52.4%
平成30年度	〃	47.4%
平成29年度	〃	39.8%

○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標（続き）

（3）法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率（在学中合格含む）

・令和 6年度（2024年度）	65%以上	
・令和11年度（2029年度）	70%以上	
（参考）令和3年度修了者のうち、早期卒業及び飛び入学により入学した者に占める修了後1年目合格者の割合		<u>62.6%</u> (57/91人)
令和 2年度	〃	66.2% (51/77人)
令和 元年度	〃	57.1% (28/49人)
平成30年度	〃	62.5% (25/40人)
平成29年度	〃	56.3% (18/32人)

※いずれも既修者コース出身者

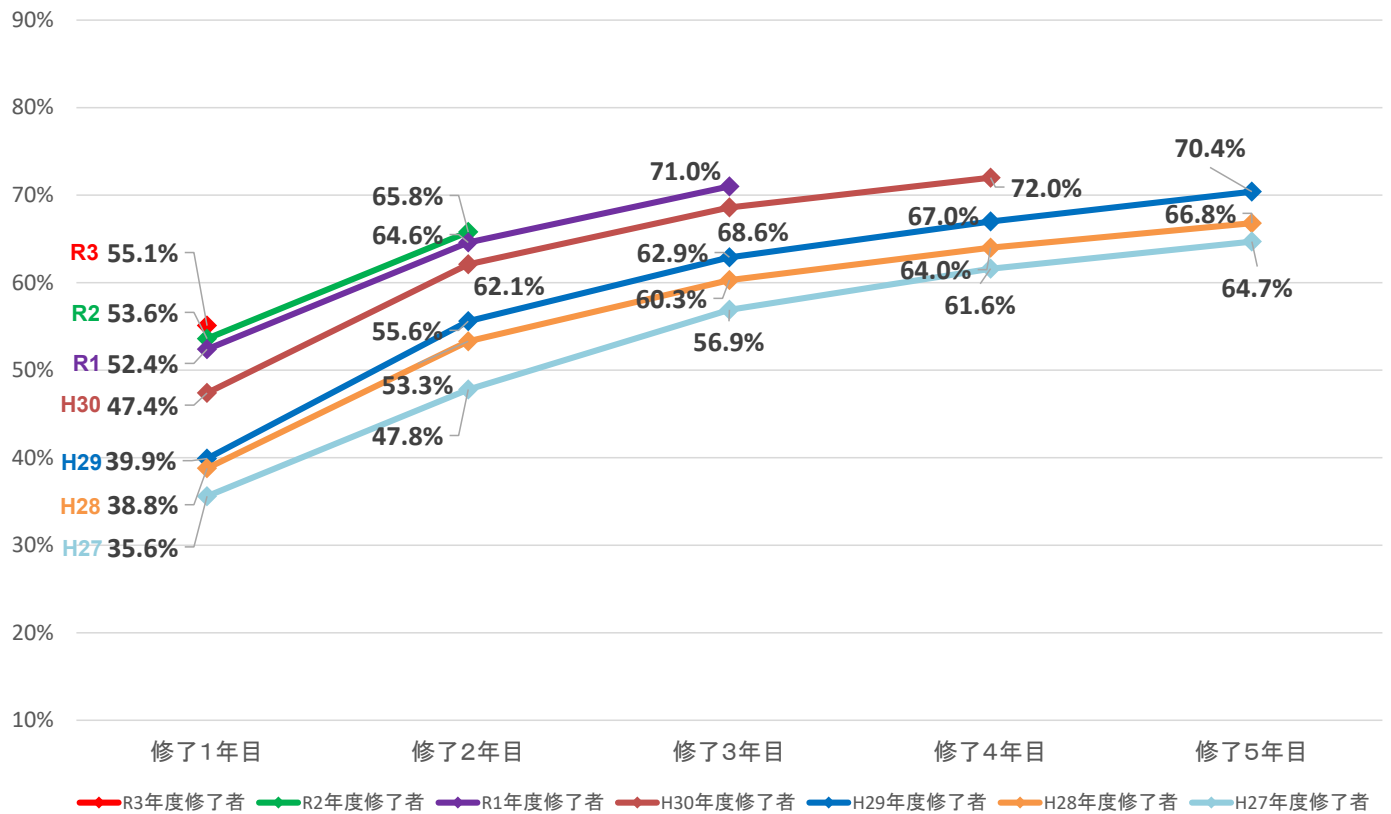
○ 法科大学院入学者数目標

・令和 6年度（2024年度）	2,000人以上	
・令和11年度（2029年度）	2,200人以上	
（参考）令和 4年度入学者数		<u>1,968人</u>
令和 3年度	〃	1,724人
令和 2年度	〃	1,711人
令和 元年度	〃	1,862人
平成30年度	〃	1,621人

※令和11年度のKPIについては、令和6年度の達成状況に応じて必要な見直しを行う。  
※募集停止・廃止をした法科大学院はデータから除外している。

# 法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）

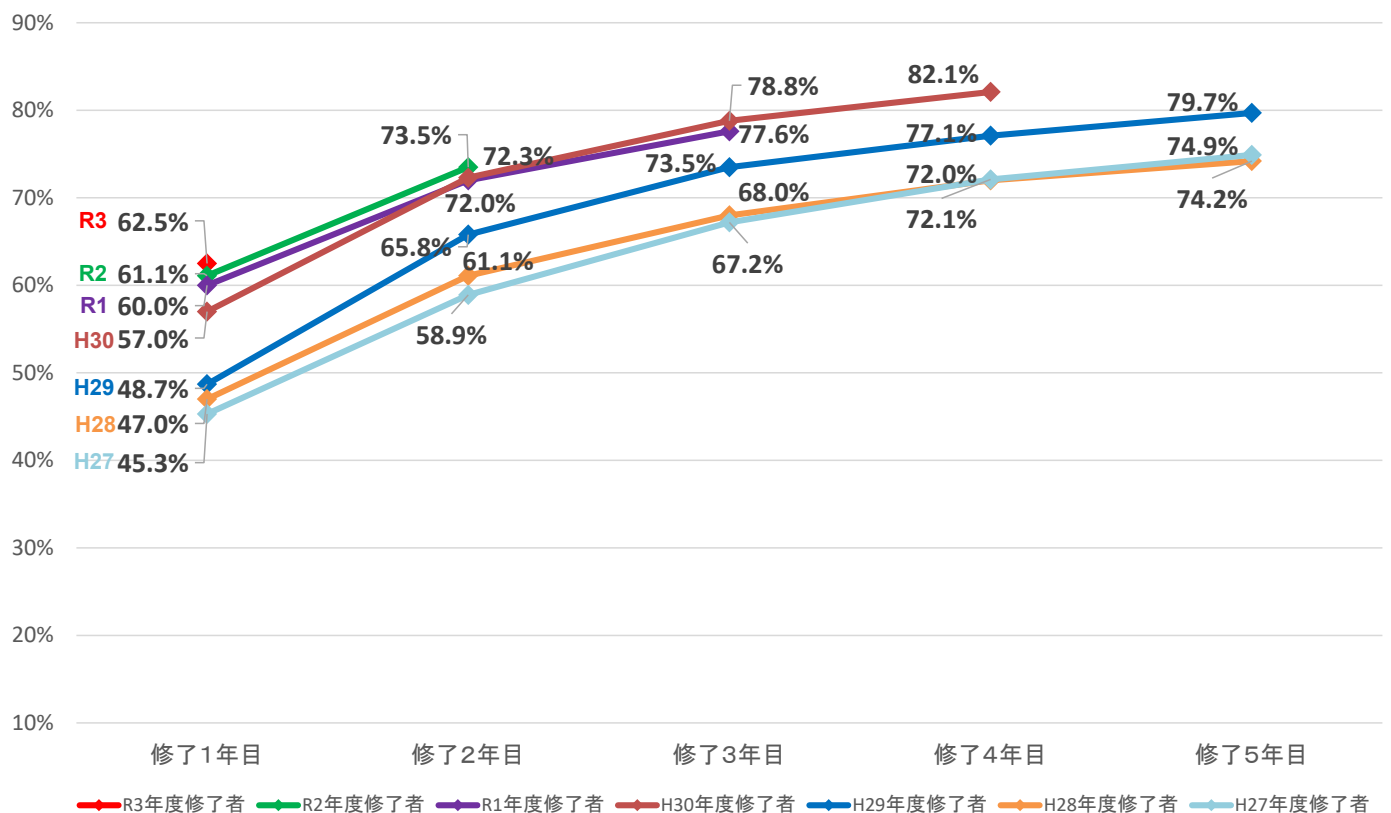
⑧



(出典:法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)  
 ※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

# 法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（既修）

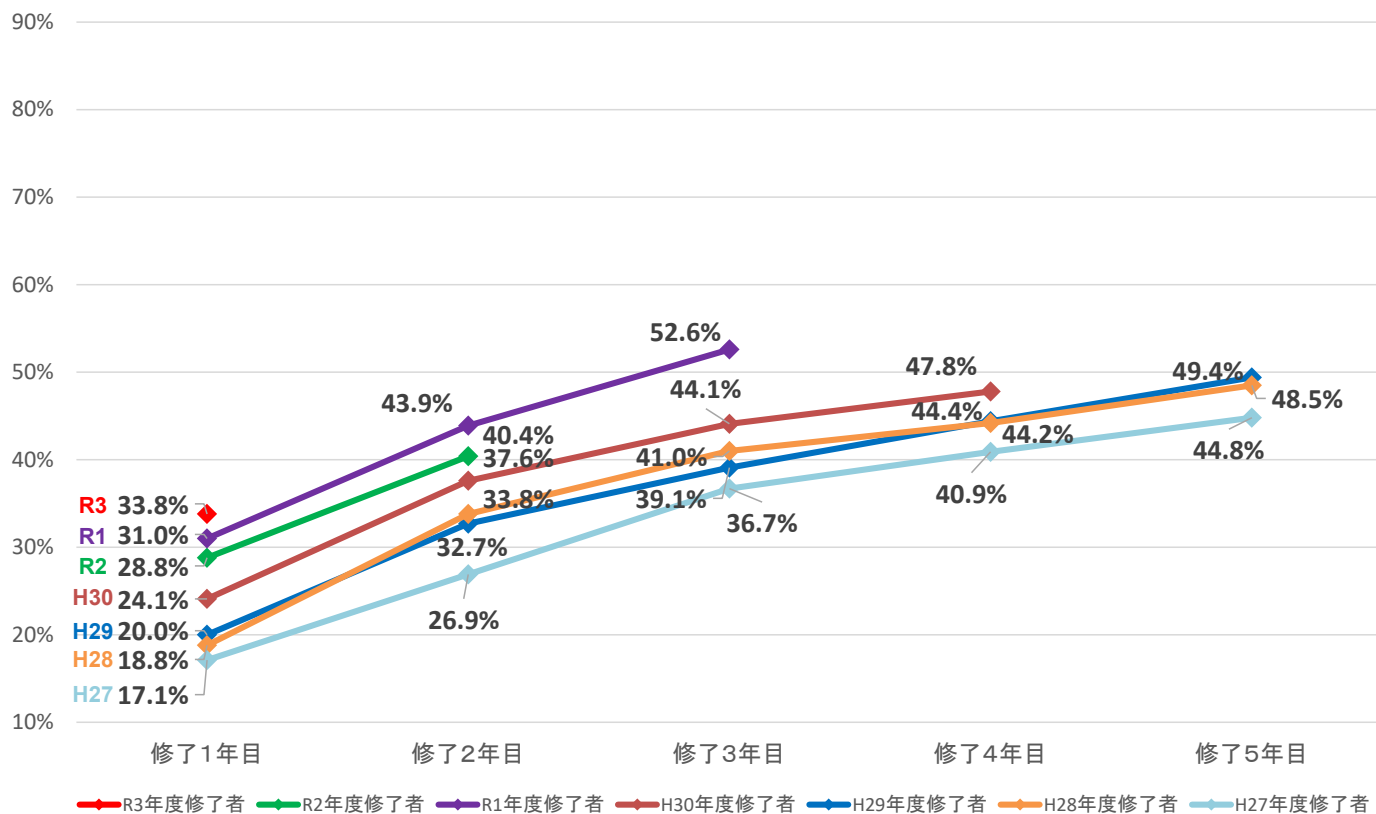
⑨



(出典:法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)  
 ※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

# 法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）

⑩



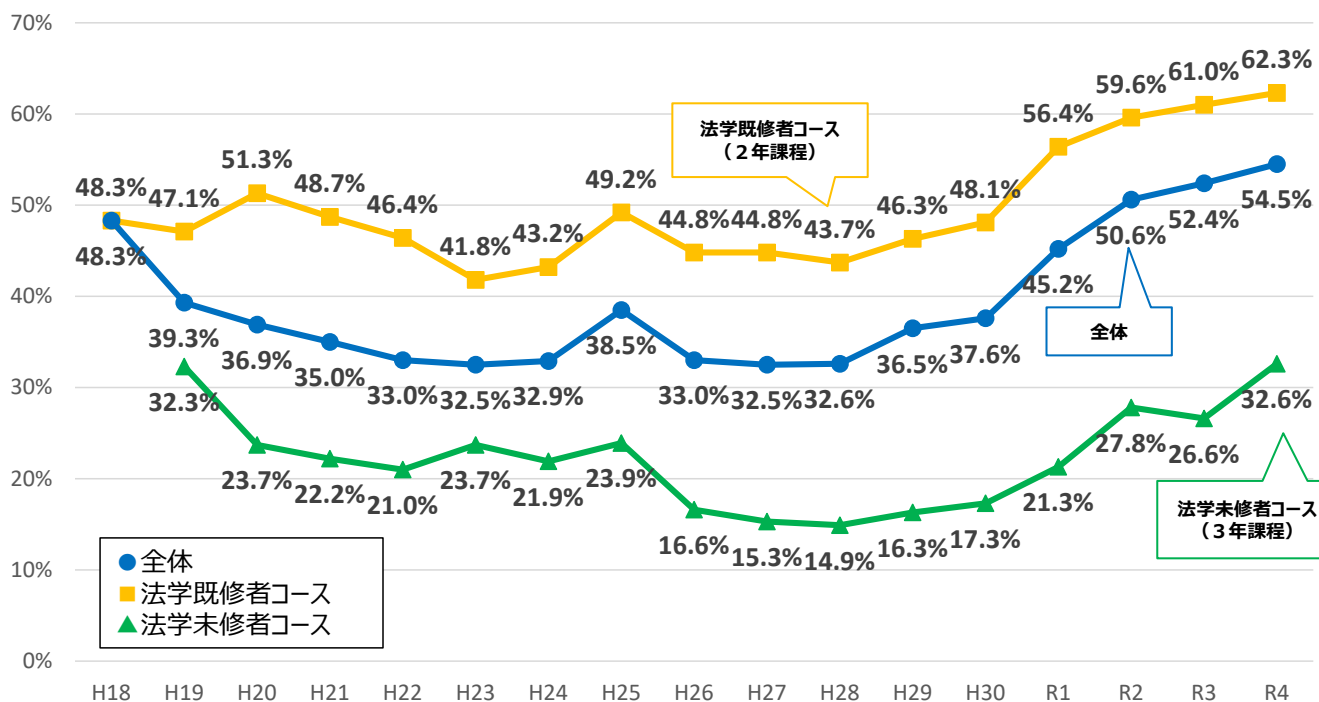
(出典: 法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

# 司法試験合格率の推移（修了1年目）（未修者/既修者別）

⑪

- 令和4年司法試験では、合格率が前年よりも上昇し、全体の合格率は引き続き50%を超えた。
- 未修者の合格率は30%を超え、過去もっとも高い数値となっている。



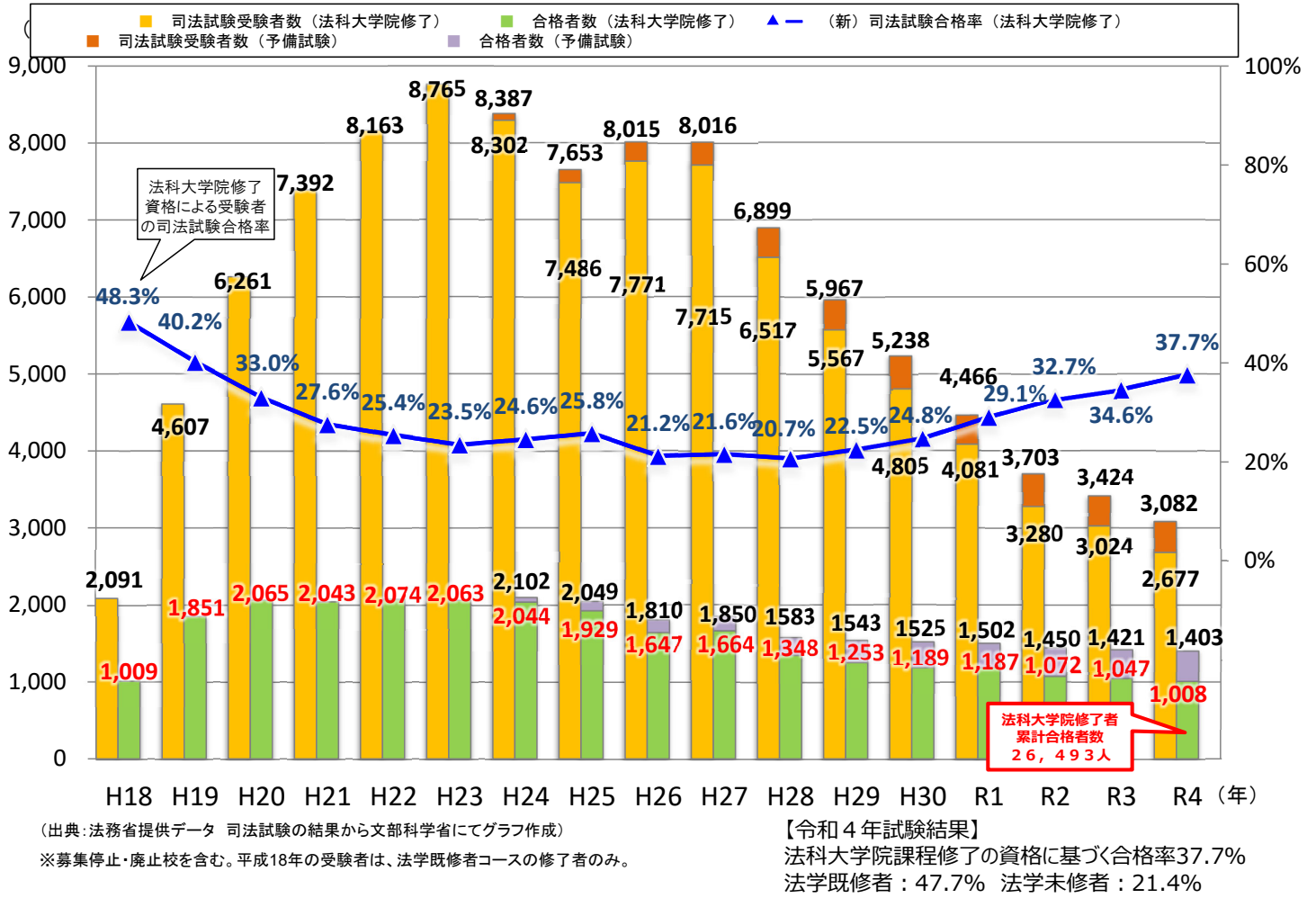
(出典: 法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

※募集停止・廃止校を含む。



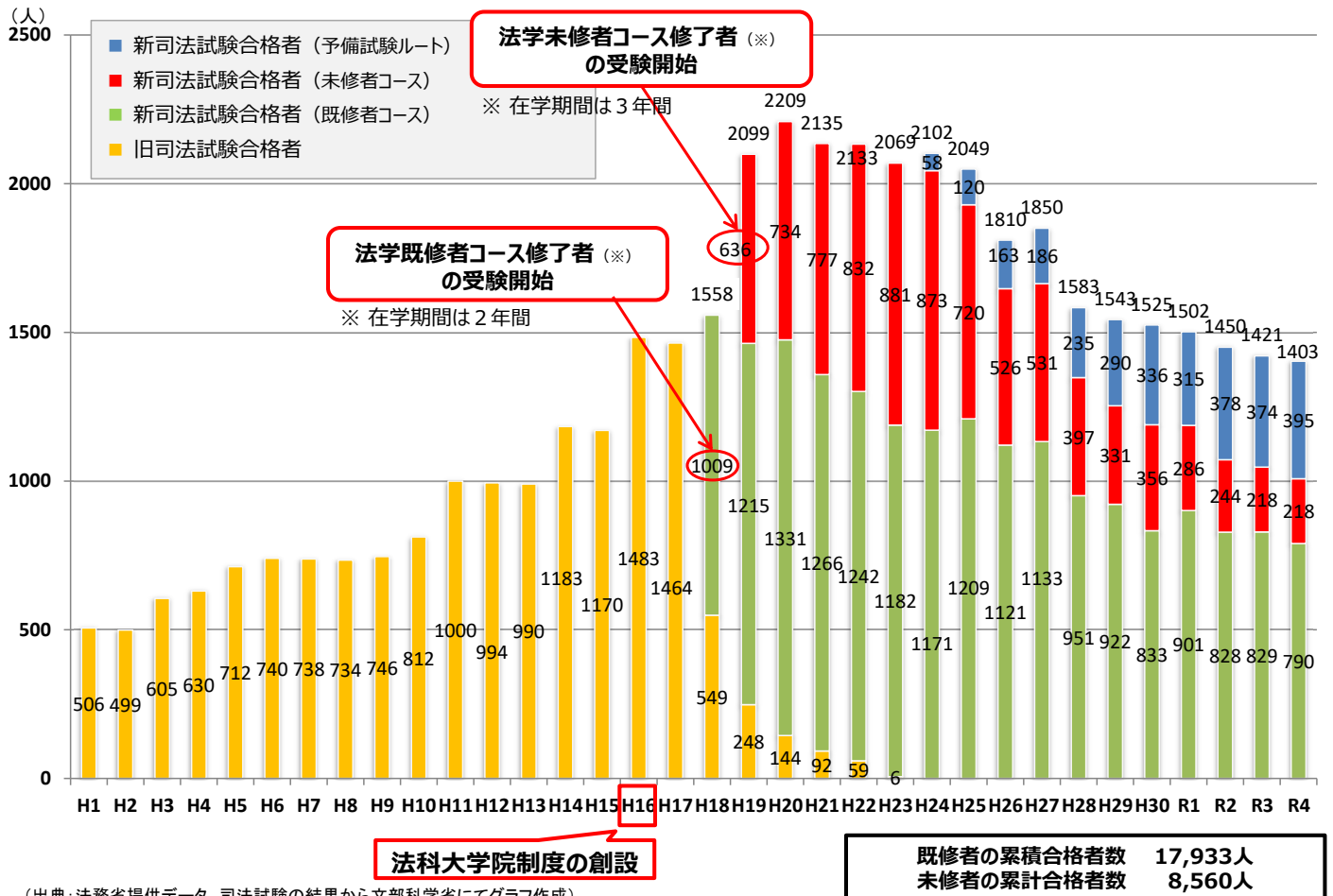
# 司法試験合格率のこれまでの推移

⑫



# 司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）

⑬



趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
  - (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその应用能力
  - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその应用能力
  - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置くこととする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務を規定。【第10条】

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（その2）

概 要（続き）

2. 学校教育法の一部改正 【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】
  - ※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

施行期日

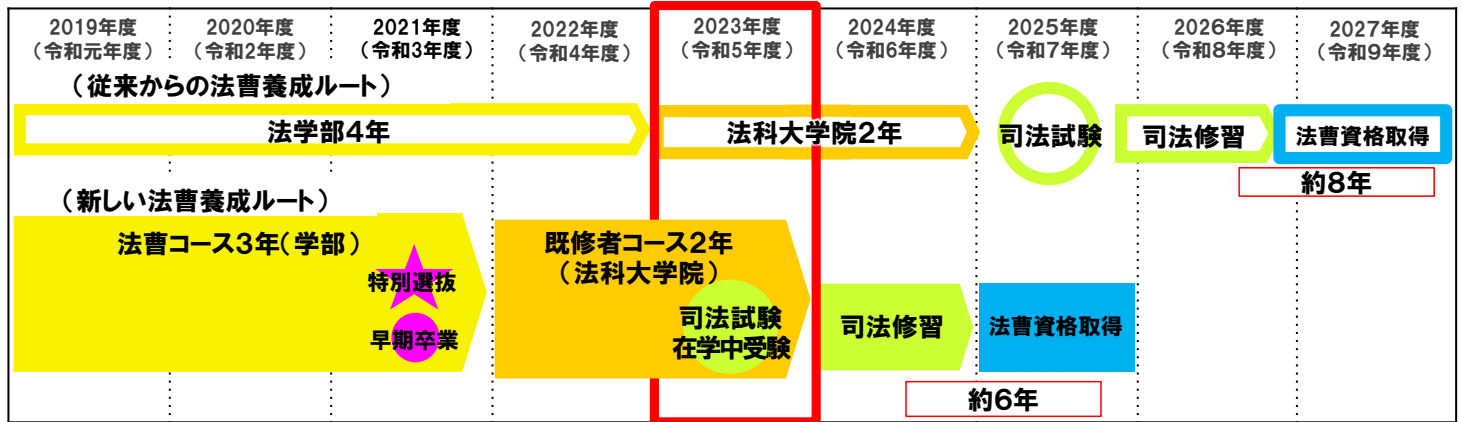
平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1. のうち3. ①に関係する規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）



# 法曹養成連携協定による法曹養成ルート（3+2）概要

⑮

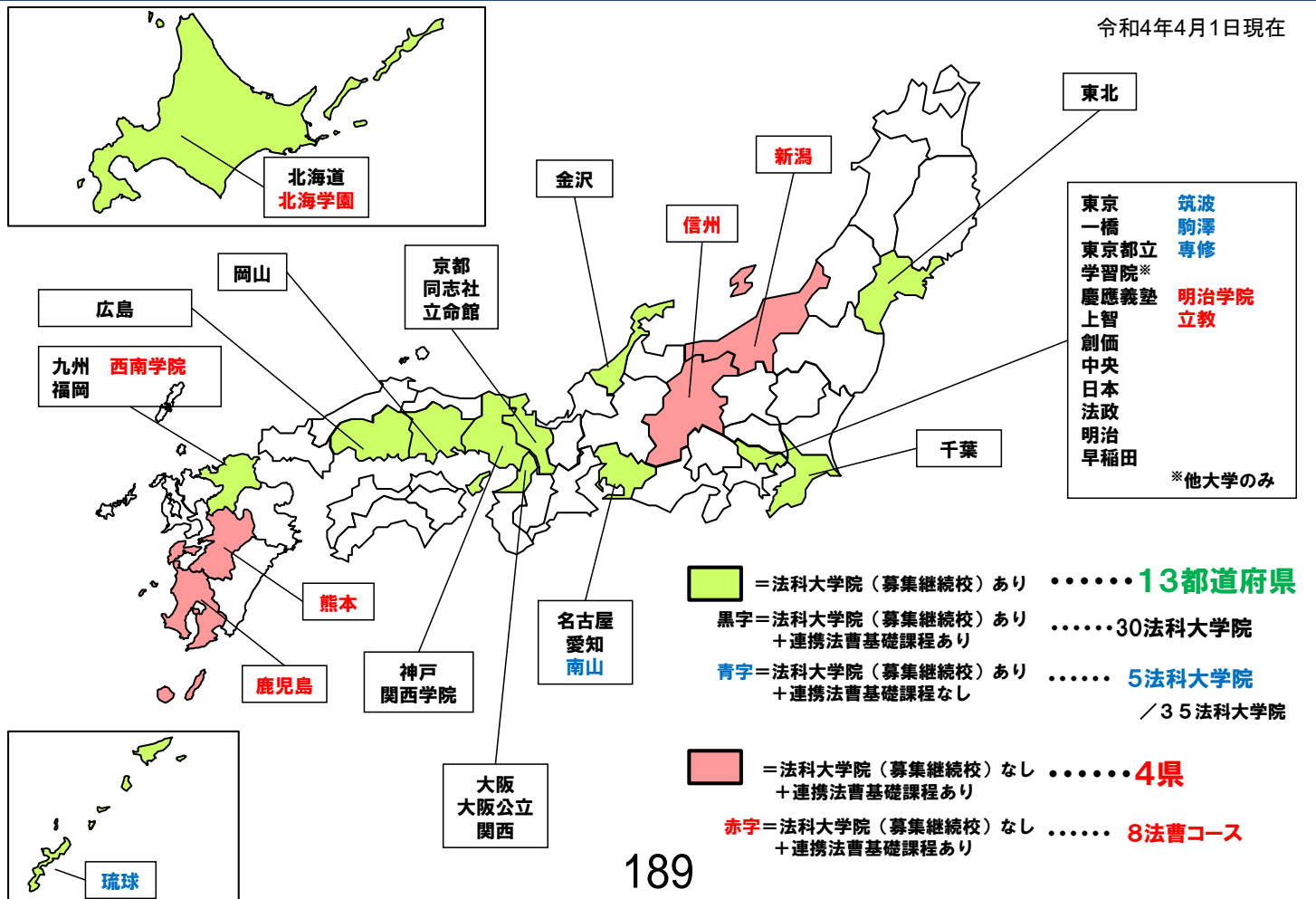
- 令和元年度法改正により、大学の学部が法科大学院と連携し5年間の一貫的・体系的なカリキュラムを編成する新たな法曹養成ルート（いわゆる「法曹コース」※）を導入。※正式名称「連携法曹基礎課程」。連携する法科大学院と「法曹養成連携協定」を締結し文部科学大臣が認定。
- 大学3年で早期卒業+法科大学院既修者コースで2年学修（3+2）を標準的な運用とし、法曹として活躍するまでの期間を従来より約2年短縮。法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対し、学部段階から法科大学院1年次相当の授業を実施。
- 連携する法科大学院は、入学者選抜で、法曹コース修了者を対象とした特別選抜を実施し、法曹コースにおける学修を評価。



定量的な数値目標(KPI)		令和6年度	参考:令和4年度	
法科大学院等 全体としての 司法試験合格率	累積合格率	全体	70%以上	70.4%
		未修者	50%以上	49.4%
	修了後1年目までの司法試験合格率	50%以上	55.1%	
	法曹コース修了者(早期卒業者)の 法科大学院修了後1年目までの合格率	65%以上	-	
法科大学院入学者数		2,000人以上	1,968人	

# 連携法曹基礎課程（法曹コース）の設置状況

⑯



# 法曹コースを開設している大学一覧

⑬

令和4年4月1日現在

地域	連携法曹基礎課程（法曹コース）	連携法科大学院
北海道・東北	(国)北海道大学法学部	(国)北海道大学法科大学院
	(国)東北大学法学部	(国)東北大学法科大学院
	(私)北海学園大学法学部	(私)北海道大学法科大学院
関東	(国)千葉大学法政経学部	(国)千葉大学法科大学院
	(国)東京大学法学部	(国)東京大学法科大学院
	(国)一橋大学法学部	(国)一橋大学法科大学院
	(公)東京都立大学法学部	(公)東京都立大学法科大学院
	(私)慶應義塾大学法学部	(私)慶應義塾大学法科大学院
	(私)上智大学法学部	(私)上智大学法科大学院
	(私)創価大学法学部	(私)創価大学法科大学院
	(私)中央大学法学部	(私)中央大学法科大学院
	(私)日本大学法学部	(私)日本大学法科大学院
	(私)法政大学法学部	(私)法政大学法科大学院
	(私)明治大学法学部	(私)慶應義塾大学法科大学院 (私)中央大学法科大学院 (私)明治大学専門職大学院
(私)明治学院大学法学部	(国)千葉大学法科大学院	(国)千葉大学法科大学院
	(公)東京都立大学法科大学院	(公)東京都立大学法科大学院
	(私)慶應義塾大学法科大学院	(私)慶應義塾大学法科大学院
	(私)中央大学法科大学院	(私)中央大学法科大学院
	(私)明治大学専門職大学院	(私)明治大学専門職大学院
	(私)早稲田大学法科大学院	(私)早稲田大学法科大学院
(私)立教大学法学部	(私)慶應義塾大学法科大学院	(私)慶應義塾大学法科大学院
	(私)中央大学法科大学院	(私)中央大学法科大学院
	(私)早稲田大学法科大学院	(私)早稲田大学法科大学院
(私)早稲田大学法学部	(私)早稲田大学法科大学院	(私)早稲田大学法科大学院
	(私)早稲田大学法科大学院	(私)早稲田大学法科大学院
中部	(国)新潟大学法学部（※）	(国)東北大学法科大学院 (国)神戸大学法科大学院 (私)慶應義塾大学法科大学院 (私)中央大学法科大学院
	(国)金沢大学人間社会学域法学類	(国)金沢大学法科大学院
	(国)信州大学経法学部（※）	(私)慶應義塾大学法科大学院 (私)中央大学法科大学院
	(国)名古屋大学法学部	(国)名古屋大学法科大学院
	(私)愛知大学法学部	(私)愛知大学法科大学院
	(私)愛知大学法学部	(私)愛知大学法科大学院

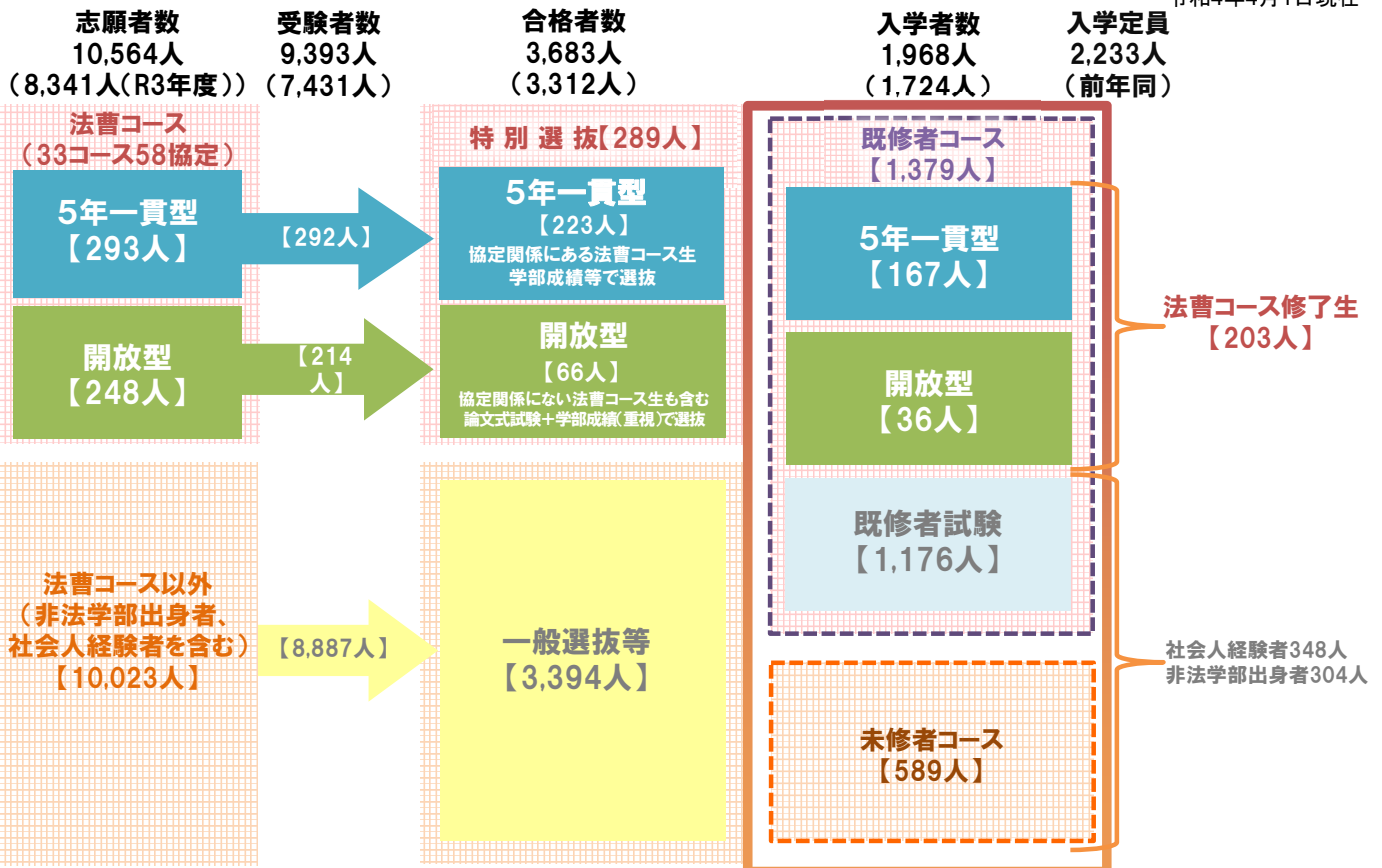
地域	連携法曹基礎課程（法曹コース）	連携法科大学院
関西	(国)京都大学法学部	(国)京都大学法科大学院
	(国)大阪大学法学部	(国)大阪大学法科大学院
	(国)神戸大学法学部	(国)神戸大学法科大学院
	(公)大阪公立大学法学部	(公)大阪公立大学法科大学院
	(私)同志社大学法学部	(国)神戸大学法科大学院 (私)同志社大学法科大学院
	(私)立命館大学法学部	(国)名古屋大学法科大学院 (国)神戸大学法科大学院 (私)中央大学法科大学院 (私)立命館大学法科大学院
	(私)関西大学法学部	(私)関西大学法科大学院
	(私)関西学院大学法学部	(私)関西学院大学法科大学院
	(国)岡山大学法学部	(国)岡山大学法科大学院
	(国)広島大学法学部	(国)広島大学法科大学院
中国・四国	(国)九州大学法学部	(国)九州大学法科大学院
	(国)熊本大学法学部（※）	(国)神戸大学法科大学院 (国)九州大学法科大学院 (私)中央大学法科大学院 (私)早稲田大学法科大学院
	(国)鹿児島大学法文学部（※）	(国)千葉大学法科大学院 (国)神戸大学法科大学院 (国)九州大学法科大学院 (私)中央大学法科大学院 (国)九州大学法科大学院
	(私)西南学院大学法学部	(私)学習院大学法科大学院 (私)中央大学法科大学院 (私)早稲田大学法科大学院 (私)同志社大学法科大学院
九州	(私)福岡大学法学部	(私)福岡大学法科大学院

（※）地方大学出身者を対象とした「地方大学校」の対象となる法曹コース。ただし、熊本大学法曹コースと九州大学法科大学院との連携協定では「地方大学校」は設定されていない。

# 令和4年度法科大学院入学者選抜の全体像

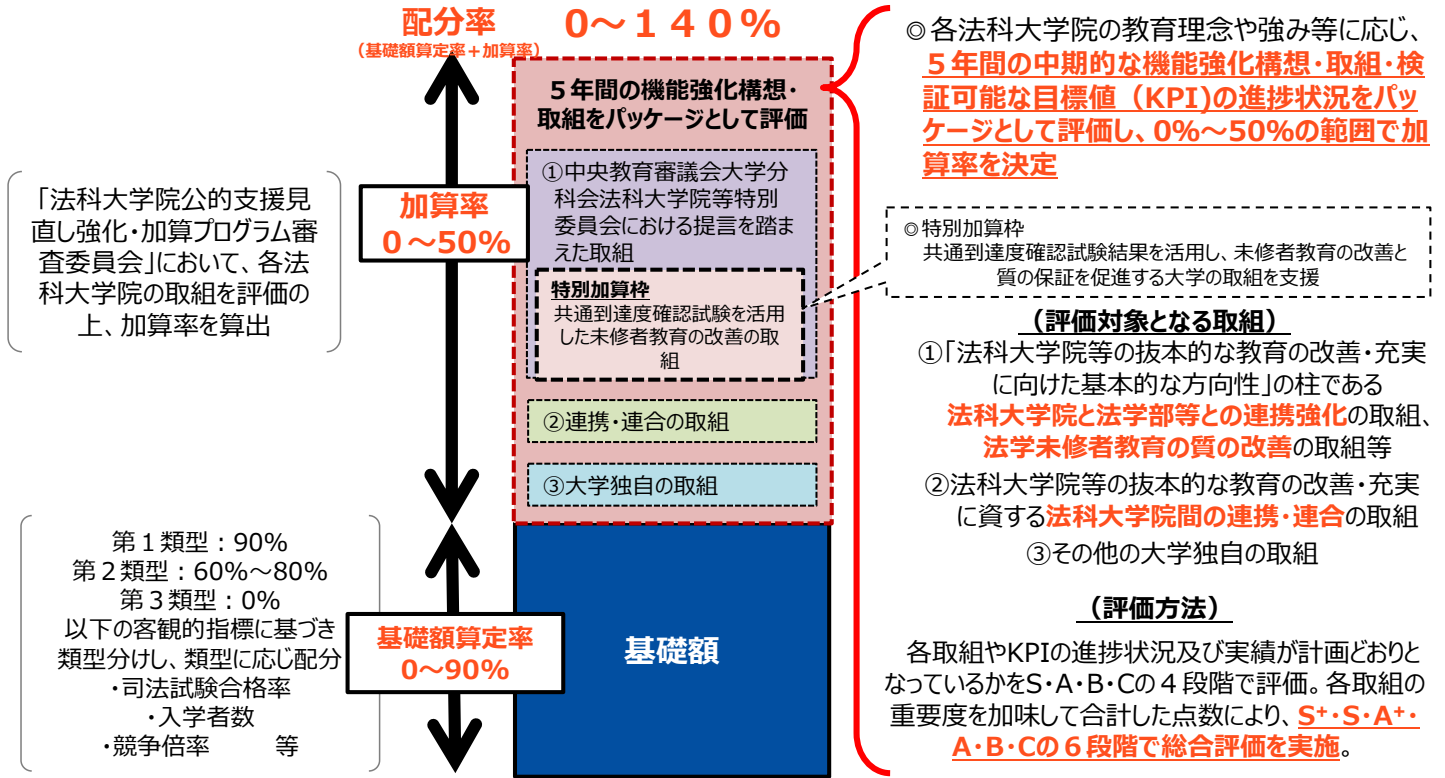
⑭

令和4年4月1日現在



※特別選抜の募集は、当該大学院の入学定員の2分の1を超えない範囲内において行う。  
 ※志願者数、受験者数、合格者数は併願者を含んだ延べ人数を計上。  
 ※法曹コース数・協定数は、令和4年度入試の該当者がいるところのみを計上。

司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算率を設定。**基礎額算定率と加算率をあわせたものを配分率**とする。





## 法科大学院等特別委員会（第11期）の審議経過

- 第103回 令和3年6月29日
  - ・座長の選任等
  - ・第11期の審議事項について
  
- 第104回 令和3年9月29日
  - ・連携法曹基礎課程について
  
- 第105回 令和3年12月21日
  - ・令和3年司法試験予備試験口述試験の結果について
  - ・令和3年度法科大学院関係状況調査について
  - ・法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究について
  - ・司法試験の在学中受験の導入等に伴うカリキュラム等について
  
- 第106回 令和4年5月10日
  - ・令和4年度入学者選抜実施状況について
  - ・法学未修者教育の充実について
  
- 第107回 令和4年7月27日
  - ・社会人の法曹志望者の増加、社会人学生への支援について
  
- 第108回 令和4年10月7日
  - ・令和4年司法試験合格結果について
  - ・第11期の議論のまとめの方向性について
  - ・複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携について
  
- 第109回 令和4年12月20日
  - ・令和4年司法試験予備試験口述試験の結果について
  - ・共通到達度確認試験の実施について
  - ・法科大学院教育と司法修習との連携について
  - ・第11期の議論のまとめ（素案）について
  - ・令和6年度以降の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について
  - ・令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院等の教育の充実に関する調査研究」の中間報告について
  
- 第110回 令和5年2月16日
  - ・第11期の議論のまとめ（案）について



## 第 1 1 期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

委 員：令和 3 年 3 月 9 日発令  
臨時委員：令和 3 年 6 月 28 日発令  
専門委員：令和 3 年 6 月 28 日発令  
加藤委員：令和 3 年 9 月 22 日発令

(委 員)

清 原 慶 子 杏林大学客員教授  
ルーテル学院大学客員教授・前東京都三鷹市長

(臨時委員)

佐久間 淳 一 東海国立大学機構機構長補佐・名古屋大学副総長

(専門委員)

一 場 康 宏 司法研修所事務局長  
井 上 由 理 日本ペイントホールディングス株式会社常務執行役  
ジェネラルカウンセル  
大 澤 裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
大 貫 裕 之 中央大学常任理事・法務研究科教授  
加 賀 讓 治 創価大学法学部教授  
笠 井 正 俊 京都大学大学院法学研究科教授  
片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
加 藤 経 将 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長  
菊 間 千 乃 弁護士  
北 居 功 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授  
北 川 佳世子 早稲田大学大学院法務研究科教授  
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授  
酒 井 圭 弁護士・一橋大学大学院法学研究科特任准教授  
潮 見 佳 男 京都大学大学院法学研究科教授  
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授  
富 所 浩 介 読売新聞東京本社論説副委員長  
中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科教授  
○ 松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
丸 島 俊 介 弁護士  
丸 山 嘉 代 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長  
(令和 3 年 9 月 21 日まで)  
水 島 郁 子 大阪大学理事・副学長  
◎ 山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科教授

◎：座長、○：座長代理

(令和 5 年 2 月 16 日現在)